

The Gentry of Yunyang xian, Sichuan, around the time of the 1911 Revolution

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5085

四川省雲陽県雜記

——清末民国初期の郷紳——

西川正夫

一

雲陽県は、揚子江が県の中部を南北に横断して西から東に貫流しており、重慶の東北約三百キロ、揚子江の北岸、湯溪との合流点の西側に県城がある。県の北部は、四川省の奉節・巫溪・開・萬四県に隣接し、南部は奉節・萬県のほか湖北省の利川・恩施県に隣接している。民国期の戸数は約八万五千戸、人口は約五〇万人であり、人口密度は、四川省全省の一五九・六人に対して、雲陽県は一四一・七人とされており、四川省一三五県の中の第九一位に位置している。⁽¹⁾人口に対する農民の比率も四川省全省におけるよりもかなり高く、四川省の中でも比較的後進地域に属していた県である。⁽²⁾しかし、後述するように、下川東では屈指の塩場(雲安場)を擁し、桐油の主要な産地のひとつであったこともあって、大正六年(1917)刊の『支那省別全誌』には、雲陽県城について、「城内相當に繁華にして、東門外は諸商業取引頗る殷盛にして、西門外は商家多からず、城壁に沿へる河街は船夫相手の茶館・飯館等多し、生産業なしと雖も諸重要物産の取引地たり、」⁽³⁾と記されている。なお、清代における雲陽県知県の官缺は衝繁両字中缺に属し、⁽⁴⁾民国での県等は三等県に属している。⁽⁵⁾

この雲陽県に関しては、叙述のいたって簡略な嘉靖二〇年(1541)刊の『雲陽県志』⁽⁶⁾二卷、咸豊四年(1854)刊の『雲陽県志』⁽⁷⁾一二卷(以下、咸豊『県志』と略)、と、やや詳細な民国二四年鉛印の『雲陽県志』⁽⁸⁾四四卷(以

下、民国『県志』と略、)のほかに、未見であるが乾隆二十一年(1746)刊の『雲陽県志』四卷⁽⁹⁾、民国二十八年(1929)稿本の『雲陽県圖志』四〇卷、光緒三十二年修の『雲陽県郷土志』二卷の諸種の地方志がある。また、雲陽県出身で、清末の江蘇巡撫をつとめ、辛亥革命後、江蘇都督の任についた程徳全が民国八年(1918)に纂修した『雲陽程氏家乘』⁽¹²⁾四卷(北京圖書館藏、以下、『程氏家乘』と略)、光緒二十九年(1903)の挙人で、黒龍江提学使・國務院参議・国史編纂處處長等を歴任した涂鳳書(起敦)らが民国二十九年(1930)に重修した『雲陽涂氏族譜』⁽¹³⁾二〇卷(以下、『涂氏族譜』と略)の族譜がある。なお、この涂起敦(鳳書)が、民国『県志』刊行の実質的な立役者である。^(14a)このように、雲陽県については史料が乏しく、立ち入った検討は到底不可能であるが、これら地方志・族譜などを主な手がかりとして、以下、清末・民国初期の雲陽県の社会状況の一端を垣間見てみたい。

二

咸豊『雲陽県志』卷二 輿地志 風俗の條には、

「邑分南北兩岸、南岸民皆明洪武時由湖廣麻城孝感奉勅徙來者、北岸民則皆康熙雍正間外來寄籍者、亦惟湖南北人較多、而風俗則南岸儉而北岸奢、迥然不侔矣、」

とあって、県南の住民は、祖先がみな明代洪武年間に湖北省麻城・孝感から移住して来たものであり、県北の住民はみな康熙・雍正年間に移住して来たものであって、湖南・湖北出身者が多い、とされている。ところが、民国『雲陽県志』になると、単に記述が詳細になるばかりでなく、内容的にも大きな変化がみられる。すなわち、民国『県志』卷二三 族姓には、県内の主要な氏族一七八族について、その原籍・始遷祖名・始遷時期・歴世・戸口などが記されている。既に呂實強が「近代四川的移民及其所發生的影響」^(14b)において指摘しているごとく、原籍の面では表Iのように、来源不詳の一四族を除く一六四族の中、湖北出身が八三族(五二%)、就中、湖北麻城出身が三六族(二二%)、

湖南出身が四一族(二五%)を占め、その他の地域出身は二七族(一六%)にすぎない⁽¹⁵⁾。移住時期については、表IIのように、時期不詳の一七族を除く一六一族の中、明末以前から居住しているもの三四族(二二%)、清初の順治・康熙・雍正年間に移住したものの五五族(三四%)、あわせて八九族(五五%)と過半数を占めているが、乾隆年間以降に移住した氏族も七二族に達しており、四割五分を占めているのである。咸豊『県志』は、叙述が一般的に簡略であり、ことに列伝の場合、登載者数も極端に少なく、その人物の原籍・祖先についての記述が欠如しているため、具体的な検討は困難なのであるが、咸豊『県志』編纂時には、雍正年間以前からの居住者の子孫がなお県民の主流を占めており、県志の編纂に関与した雲陽県郷紳層の中でも彼等が主導的な位置を占めていたというような事情が、本節冒頭に引用した如き記述の背景にあったのではなからうか、と推測される。

辛亥革命によって清朝が滅亡した後、民国初期の雲陽県の財政をとりしきったのは、民国『県志』卷九 財賦に、

「(前略)而清遂亡、民国初、縣人立財政部、推郭文珍・涂子膚・彭訓敷領其事、」

とあるように、郭文珍・涂子膚・彭訓敷ら三名の郷紳である。後述す

るように、郭文珍の祖先は湖北省黄冈の人で、乾隆年間に県北雲安場に移住、塩井経営によって産をなした人物であ

表II 雲陽氏族移住時期

	県北	県南	全	県
土著(雲陽)	1	1		2
明以前	12	22		34
順治年間	5	2		7
康熙	33	3		36
雍正	11	1		12
乾隆	43	11		54
嘉慶	12	2		14
道光	4	0		4
不明	13	2		15
計	134	44		178

表I 雲陽県氏族來源

四川	13	(内雲陽2)
湖北	83	
湖南	41	
江西	12	
福建	7	
安徽	3	
廣東	3	
陝西	1	
河南	1	
來源不詳	14	
計	178	

る。涂子膚（起敏）の場合も、高祖涂開盛が乾隆二二年（1757）に、湖北省蒲圻県から県北の黄石上甲老龍坪に移住して来ており、彭訓敷（宜讓）も、高祖彭自圭が、乾隆末に湖北省大冶県より県南泥溪甲に移住して来たものである。このように、民国初期、県の有力郷紳として、県財政をとりしきった三人は、その祖先がいずれも乾隆年間湖北省から移住して来たのであり、咸豊『県志』に記されているような清代雍正年間以前の移住者の子孫ではない。鈴木中正は、『清朝中期史研究』の中で、四川への移民・人口集中の大勢について述べ、「康熙年間の移住民は大体に於て故郷に生活の基礎をもつものであったが、雍正乾隆と時の経過するにつれて、移住民の大部分が先に述べた如き社会的矛盾によって生じた無産の流民となったのである。（中略）他面初期の移住民は肥沃な四川盆地を占據して比較的恵まれた状態に置かれたが、後期になるに従って自然的恩恵に乏しい東北の山地で満足せざるを得なかった。」⁽¹⁶⁾「康熙年間四川荒廢の後を受けて、政府の招民開墾の行われた頃、移民が先ず定着したのは四川中央の肥沃なる盆地であったことは既にのべた如くである。しかも当時の移民は後の乾隆時代の如き流民ではなく、経済的余力をもったものが多かったから、彼等は可なり恵まれた状態にあったと言い得る。しかるに乾隆時代に於いては、主たる移住地は自然的恩恵に乏しき一^マ（三）省交界の山岳地帯となり、且彼等は経済的余力なき流民であった。」⁽¹⁷⁾と指摘している。そも地理的には、雲陽県自体が「四川中央の肥沃なる盆地」ではなく、「自然的恩恵に乏しい東北の山地」に属しているのであるが、その雲陽県についても、一県規模でみた場合、やはり、雍正・乾隆と時の経過するにつれて、一般的には、移住民の経済的條件はより劣悪なものになり、移住地も後期になるほど條件は不利になった、と思われる。このような事情を勘案すると、民国初期に雲陽県の財政をとりしきった三人の郷紳がいずれも乾隆年間の移住者の子孫であることを示すものであり、その背後に社会状況の変動があったのではないか、という想定もなりたつのである。

〈製塩〉

古來、雲陽県の雲安場(雲安廠)は、四川井塩の著名な産地のひとつであったが、明末の数十年にわたる戦乱によって、塩井は荒廢した。しかし、その後、雍正八年(1730)の塩井一〇眼、鍋一六五口から、乾隆三六年(1771)には、塩井一三五眼、竈三五七座、鍋三三五口へと、順調に恢復・發展している。⁽¹⁸⁾なお、嘉慶年間の白蓮教起義の影響については、民国『県志』卷一〇 塩法 陶氏家乘に、

「嘉慶教匪之乱、人亡竈歇、八年(1803)始復其故、」

とあり、比較的急速に恢復したようである。雲安塩の販路については、民国『県志』卷一〇 塩法 雲安鎮采訪報告に、

「清初定制、雲安場塩行本縣・萬縣・巫山・奉節・開縣・新甯・梁山・東郷・達縣・石碛廳及湖北之恩施・利川・宣恩・建始・鶴峯計川楚十五廳州縣、計口授食、接引徵稅、後各岸引商壟斷中飽、致場塩價貴課虧、上下交困」

とあるように、四川・湖北の一五廳州縣を銷塩區域(販賣區域)としていた。

以下、民国『県志』の列伝などから、塩業によって産をなしたとされている人物を列挙してみると、つぎのようである。

〔甲〕「薛光秀、其先湖北大冶縣人、初徙開縣、乾隆初、乃遷縣南土門甲、以耕鑿起家、日裕、與彭氏同里、一居山陰、一居山陽、彭亦大冶人、兩姓子孫繁衍、世爲婚姻、」(民国『県志』卷二五)

薛光秀の祖先は湖北大冶の人で、乾隆年間に県南土門甲に移住して來たものであり、後に、薛光秀は東橋井上下兩義渡を倡設していることから考えて、彼が鑿井したのは、雲安場ではなく、県南泥溪甲にあった東橋井・張井いづれかの塩井ではなからうか。⁽¹⁹⁾

〔乙〕「陶啓潢、字漢章、塩渠甲人、幼有至性豁達仇爽、不肯爲軌蹟之行、初嘗爲儒、經教匪乱、家蕩然無余物、人亦勉恤其貧者、乃毅謀自立、改業煤鑛塩筴、以隻身入市、不数年遂阜其家、富爲一鄉最、……中略……、陶氏族自乾嘉間入蜀、繁衍至数千口、啓潢捐千金、修祠纂譜、置戸長族長房長以統攝之、」(民国『県志』卷二五)

陶氏一族も、乾隆・嘉慶年間に移住して来たのである。陶啓潢は、塩業と炭鑛業によつて産をなし、晩年の咸豊・同治年間には、塩案の處理に活躍している。子鳴琮は例貢生、孫晉臣は廩貢生(咸豊六年・1856童試及第。以下、生員・貢生についてはいずれも童試及第の年を示す)、雲臣は附貢生(同治七年・1868)・湖北蔡店司巡檢、曾孫鴻訓は附生(光緒元年・1875)、鴻鈞は附貢生(同上)・国史館漢騰録から、州同知候補廣東に議叙されている。⁽²⁰⁾

〔丙〕「張宗輝、字玉峯、幼失父母、性果毅、爲伯父所愛、王三槐之乱、大軍駐縣、委宗輝轉餉雲萬間、事辦治、嘉慶八年主修城之役、又筦塩場公事、及書院文廟武廟張桓廟皆佐脩舉、官士重之、」(民国『県志』卷二五)

張宗輝の原籍・移住時期は不明である。咸豊『県志』には、長子肇興は生員(嘉慶一三年・1808)、少子肇英は職員とされているが、以降の子孫の消息は不明である。⁽²¹⁾

〔丁〕「裴公超鳳、雲陽縣人也、先世家楚之武陵、自祖正己公始來川、至父志禹公遷居雲安場、生二子、公其次也、裴世業農、逮公始以塩莢起家、……中略……、咸豊三年(1853)捐三百余金、買穀入公、收貯爲荒歲賑濟饑人資、衆義之、公舉議叙恩賜八品頂戴、」(咸豊『県志』卷一一)

裴超鳳の祖先は湖南武陵の人で、祖父正己が乾隆年間に移住、父志禹が雲安場に転居、超鳳の代になって塩業に手を染めて産をなしており、咸豊初年には江口場に義渡を創設、同三年(1853)には三百余金を醸出して穀物を購入、饑饉賑濟の備えとしている。長子廷魁は監生、次子廷選は「業儒」とされている。⁽²²⁾(補注B)

〔戊〕「彭宗義、字會川、乾隆中侍父自主由大冶徙雲、以力農起家、……中略……、購良田鹵水甚夥、」(『雲陽県郷土志』)

彭宗義は、前出彭宜讓（訓敷）の曾祖父であるが、乾隆末、湖北省大冶より父自主とともに県南泥溪甲に移住、後述のように傭作による収入を蓄えて、しだいに農業・商業に従事するようになり、父自主の代に穀百余石分の田を購め、宗義の代に良田と澗水（の股）を購めて四千余石の産をきづくに至ったのである。⁽²³⁾

〔己〕「郭在鳳、字德輝、別號竹泉、其先湖北黃岡人、乾隆中、來雲安場、業塩井致富、」（民国『県志』卷二六）

郭在鳳は、前出郭文珍の曾祖父にあたるが、彼もまた、祖先が乾隆年間に湖北黃岡から雲安場に移住、塩井經營によつて産をなした者である。⁽²⁴⁾

〔庚〕「胡德榮、字懷玉、自號厚庵、曾祖正臨自長沙遷梅子甲、力農殖産、買慈竹園、居之數世、嘉慶初、德榮隨其祖母挈家回湘、避教匪之亂、時甫七歲已能書算、亂定復來、舉債頗衆、生計不給、乃漸習爲買、移家塩場、貿遷蓄積、既清宿負仍有羨金、購鹵買田、日益完富、性耿介有幹略、辭顔温雅可親、自塩場及縣城公事、官士常推舉管領、每士商集會、皆虚已待其衡決、同治初、三費局初立、有經費二萬餘緡、縣令高以莊委之、……中略……、子世寬、孫代熙、曾孫興邦皆入学爲諸生、」（民国『県志』卷二七）

〔胡〕德禮、字懷義、自號集庵、悃悞無華、佐（兄）德榮營塩筴持家事、自營別墅於南溪、與兄別居、然同財持家如故、……中略……、子春濤以廩貢候銓訓導、瀛濤進士、官至貴州候補道員、」（民国『県志』卷二七）

胡德榮も、曾祖正臨が乾隆年間に湖南長沙より県北梅子甲に移住、德榮は白蓮教起義の際、湖南に避難したが、乱後雲安場に移居して商業に従事、塩井・田畝を購入して産をなしている。胡德榮は、乾隆五七年（1792）に生まれ、同治一三年（1874）に歿したとされている。子世寬（雲濤）は廩貢生（1863）、孫代熙は附生（1877）、曾孫興邦は附生（1898）、德榮の弟德禮の子春濤は廩貢生（1868）・候銓訓導、瀛濤は進士（童試及第1856、拔貢1863、挙人1875、進士1876）・貴州候補道員である。⁽²⁵⁾（補注B）

以上のように、民国『県志』列傳等に記された塩業で産をなしたとされている人物の大部分は、祖先乃至本人が乾

隆年間以降に移住して来た者であることが明瞭である。しかし、康熙・雍正年間以前に移住し、早くから塩業にたずさわっていた人物とその子孫の消息、嘉慶年間の白蓮教起義の雲安製塩業者にもたらした具体的な影響等については、咸豊・民国両『県志』からは、うかがうことが出来ない。

雲安場の塩井は、後述する榷樂廠や富榮廠などにみられるような卓筒井——塩井の口径が二・三寸と極めて小さく、深さは一・二百丈から時には三・四百丈（一丈は約三・三メートル）に達し、塩水の濃度も高く、塩質もすぐれていゝ——ではなく、口径が一丈から二丈あまり、深度も十余丈（四〇メートル前後）から三十丈（約百メートル）にすぎない大口浅井であったため、塩水の濃度が低く、塩質が劣ったばかりでなく、水脈の変化を容易にうけて枯れることも多く、塩井の盛衰が激しかったようである。また、四・五・六月の雨期には、近くを流れる湯溪等の水位の上昇に伴って塩水の濃度が淡くなり、その間、六・七割に及ぶ塩井が、採算上、煎塩作業を停止せざるを得ない、という季節的制約をうけていた。⁽²⁶⁾清朝の厳重な銷塩区域の制度は、さきの引用（一七三頁）にも認められるように、各岸の引商に「壟断中飽」の機会をあたえ、塩価騰貴をもたらししたが、同時に、「生産条件の甚だしく異なる塩業内の自由競争を排除し、生産費の高い弱小塩業の負担を軽減して」、「川北の小廠を富榮の大廠の競争に対して護」⁽²⁷⁾る側面を有しており、榷樂廠・富榮廠の塩井に較べて、条件の劣悪な雲安の井主・灶戸も、前掲の諸例にみられるように、それなりの繁榮を享受していたのである。

しかし、乾隆年間以降、鑿井・採塩・塩井維持技術の革新により急速に成長した榷樂廠や、深さ三・四百丈（千メートル前後）にも達する塩井の開発、火井（天然ガス井）の開発による燃料費の節減、塩水輸送技術の發達、太平天国起義の勃發による販路の拡大等々をふまえた大規模な塩業マニユファクチュアによって、道光年間以降、とりわけ咸豊・同治年間に空前の發展をとげ、民国期には、四川井塩総額の五割を占めるに至った富榮廠、これら両廠の塩の進出によって、塩質・生産コストの両面ではるかに劣る雲安場の塩業は、嘉慶・道光年間には、徐々に販路を奪われる

危険性を内包していたのである。⁽²⁸⁾ 民国『県志』卷一〇 塩法 陶氏家乘には、

「嘉慶教匪之亂、人亡竈歇、八年始復其故、而諸商取巧已改配富健、貪加包夾帶之利、構訟多年、始蒙制軍蔣公提訊、雖飭押商歸配、而時配時停、竈戸無如之何、每年仍照原數納課千二百兩。道光中、東鄉新甯鶴峯及梁山水引八百五十張、包舫不配。開縣引岸又被温私充斥、商亦改配、僅存雲奉萬利巫恩宣建八處、祇額十七萬餘千包、⁽²⁹⁾

とあるように、四川總督蔣攸銛（1817—1822在任）らの保護にもかかわらず、雲安塩の販路はじりじりとせめられていた。ところが、太平天国軍の南京建都によって、湖北・湖南への淮南塩の運送が杜絶したため、富榮塩をはじめとする四川塩に、突如、廣大な販路が開かれた。四川塩場の中では、もっとも揚子江下流に位置して湖北省に近く、從來から恩施・利川・宣恩・建始・鶴峯の湖北省五県を販路としていた雲安場は、地の利にも助けられ、廣大な湖北省市場への進出という好機に恵まれて、活路を開かれた。民国『県志』卷二三に、

「縣北雲安塩場、其大姓曰陶・郭、皆湖北黃岡人、遷蜀後俱業塩竈煤礦、世食其利、浸以潤家、田廬涵井資皆鉅萬、咸豐初、東南喪亂、淮楚運絶、朝議以蜀塩濟楚、連檣下駛、雲安塩值驟高、場商益饒、而陶郭兩氏又最諸商、當是時塩場殷賑、爲縣北一大都會、金錢充牣、坐致四方之貨、水陸輻輳、琛賚交錯、竈戸豪侈、亭榭輿馬聲伎錦玉之玩擬於維陽盛時、⁽³⁰⁾

とあるように、雲安場は、空前の繁榮に賑わうことになった。後述のように、郭氏・彭氏らの飛躍的な發展も、咸豐年間以降のことに属するのである。

〈炭鑛〉

製塩業の盛況は、煎塩過程で必要とされる炭鑛・鉄鑛業の發展をともなっていた。周開慶の『四川經濟志』には、「本縣（雲陽）鑛産、煤鉄均有。惟全縣儲量、尚無正確統計。北岸煤鑛、以湯溪流域蘊藏較多、彭溪流域次之。彭溪流域之交通、亦不如湯溪流域之便利、故湯溪流域煤鑛之開採、較彭溪流域爲多。本縣産煤、多供塩場煮塩及城市

消費之用。鉄鑛分佈於縣境筆架山寨、壺瓶山寨、百漕大嶺、仰天窩山等處、有土鉄廠時開時停、産量不大、惟雲陽産塩所需鉄鍋、頗能自給自足。⁽³¹⁾

とあり、雲陽製塩業が必要とする燃料の石炭、塩竈の鉄鍋ともに、雲陽縣内で十分に自給自足が可能であった。前述のように陶啓潢は、塩業と炭鑛業に従事して産をなしているが、咸豊・同治期の人譚錫奎も、民国『県志』卷二六に、

「譚錫奎、字紹亭、原籍湖南茶陵州、先世流徙至縣、貧無藉、弟兄三人爲湯溪煤嶼供鑿運之役、繼乃謀於兩兄、自闢煤洞、多得煤脈且饒、由是殖産日沃、遂爲富人、咸豊初、楚銷蜀塩、雲安廠人以塩起首陶・郭、以煤盛者稱譚・蕭云、⁽³²⁾

とあるように、祖先は湖南茶陵州から來た流民であり、譚錫奎ら三兄弟は、はじめ炭鑛労働に従事、ついで炭鑛開掘にのりだし、咸豊初年の「楚銷蜀塩」の機に乗じて産をなし、「以塩起首陶郭、以煤盛者稱譚蕭」と稱されるに至っているのである。なお、譚錫奎の子期銜は、附貢生(1871)・訓導、孫の文翔は、後述する「涂氏六大房」の中でも有力者であった涂起宇の八女を娶っている。⁽³³⁾

〈桐油〉

二十世紀前半、世界に有名をさせた中国桐油の中でも、四川桐油は最良とされているが、この桐油について咸豊『県志』卷二 輿地志 風俗に、

「農有五穀、邑止種稻・粱・菽、其他便少、樹藝間有種棉織布栽桐取油者、」

とあり、又、卷二 輿地志 物産に、

「論日、雲邑山多田少、物産頗饒、如種棉織布栽桐取油、皆利盡地力矣、」

とあるように、雲陽は早くから桐油の産地であった。民国期の調査資料である張肖梅の『四川經濟參考資料』に、

「上列六十二縣、沿三大流域（長江、烏江・嘉陵江流域）、遍居四川之東・南・北三部、係四川桐油產量較多之縣份、就中尤以長江流域下川東之雲陽・奉縣・開縣・萬縣・忠縣等爲最盛、烏江流域各縣次之、嘉陵江流域產量最少。」⁽³⁴⁾

とあるように、桐油の特産地四川省の中でも、下川東の雲陽・萬縣・忠縣は產量が多く、主要な産地として特筆されておられ、とりわけ雲陽は、桐樹株数四〇〇万、産油担数八万担で、全四川植桐数三一〇万株、産油担数六二万二千担の一割以上を占め、四川産油縣中の第一位を占めている。⁽³⁵⁾ 桐油の需要が激増したのは、『支那省別全誌』に、「以前は農家の副業として生産され、これを多く燈用に使用し、或は單純なる加工に依って塗料に供することもあった。しかるに一八七五年初めて歐州に輸入され、さらに一九〇〇年米國に輸入されてペイントの原料として使用せられることとなってから、海外に於ける需要頓に増加し、從來の副業的存在は本業となり、⁽³⁶⁾ とされているように、二十世紀に入って以降のことに属する。しかし、国外に輸出される以前から、燈油として用いられるほかに、船体・家屋の防腐兼裝飾用、油紙・油布の塗料、燃料や黒墨に、亦、漆を混ぜ假漆としても用いられていた。⁽³⁷⁾ とりわけ、四川の塩井において、桐油・石灰・麻の三つは、「推水筒や塩水輸送管を腐敗より保護し、塩水漏出を防ぐために欠くべからざる材料」⁽³⁸⁾ であつた、とされている。川北蓬溪縣の蓬中塩場の場合、「毎年花塩及び巴塩兩種合計二四万担を生産するに要した諸材料」の金額總計八八万一千六百元の中、桐油代が八萬元と、約一割を占めている。⁽³⁹⁾ これは、海外における需要が激増、桐油價格が騰貴した民國期の数字であるとはいへ、咸豐・同治年間にも、太平天國起義によつて、湖北・湖南に廣大な市場が開け、空前の繁榮をみた四川井塩業の需要によつて、雲陽の桐油も販路が拡大、活況を呈していたのではないかと考えられる。なお周開慶によれば、雲陽縣の桐油の産地は、

「桐油遍産縣屬各鄉、但其中以湯溪・彭溪・故陵一帶最爲豐富、彭湯流域中、又以渠馬・高陽・黃石三鄉爲冠、⁽⁴¹⁾ とあつて、縣北の彭溪・湯溪流域、縣南の古陵郷一帶がとりわけ主要な産地であつた。

雲陽に隣接した萬縣と重慶とが、四川省桐油の二大集散市場であつたが、萬縣での調査によれば、桐油は、生産か

ら輸出まで、大約、八種類の人々の手を介していた。農人（生産者農民）・桐籽販・榨房・挑販・油販・油舗・過載舗・出口行、がこれである。⁽⁴²⁾ 桐油生産者である農民と直接に交渉があつたのは、主として桐油の買付人⇨桐籽販と搾油業者⇨榨房とであつたが、桐籽販については、

「(乙) 桐籽販 桐籽販在各産地囤集桐油原料、多爲各地之富農及小地主人物、往來四郷、收買桐籽之預貨及現貨、或桐油之預貨・現貨等、」⁽⁴³⁾

「桐籽販因在郷間較有資力、當農人需款而出售桐籽時、常將價格故意壓低、故所収之預貨桐籽、其利潤常在五分左右。所售之油又常以其他植物油或水分攪合、油質愈損、而桐籽販獲利益豐、」⁽⁴⁴⁾

とあつて、在地の富農・小地主が桐油の買付人桐籽販を兼業しており、資力に物をいわせて、窮迫した農民から買いたたき、甘い汁を吸っている。榨房についても、同様であつて、

「(丙) 榨房 榨房主要業務爲榨製桐油、間亦收買桐油。榨油又有「代榨」及「自榨」之別。經營者多爲郷間富農或小地主、與農人情感不甚愜合、因俗有『木榨有白虎星寄託、』及『打十里窮』之迷信傳説也。⁽⁴⁵⁾」

とあるように、榨房も在郷の富農・小地主が經營しており、農民から疫病神の如く嫌われている。結局、農民は、

「(甲) 農人 農人収得之桐籽、除以一部份繳納地主外、餘卽以之出售、……中略……、農人之桐籽、多售與當地富農・地主・桐籽販・榨房・挑販等、因經濟窘迫、急於出售、易受脅制、」⁽⁴⁶⁾

とあるように、農民は収獲した桐實の一部を租として地主に納めるほか、残餘の桐實、或いは桐油を商品として販売したが、その際にも、地主・富農が兼ねることの多かつた桐籽販・榨房らの餌食となつており、桐油の需要の増加も、農民の利益・農民經營の安定化につながるよりは、むしろ、地主・富農の一層の蓄財をもたらすにとどまつていたようである。

〈アヘン〉

一九世紀後半から四川省に廣範に展開、中国市場からインドアヘンを駆逐した四川アヘンについて、新村容子は、「四川アヘンの生産は、一八六〇年前後に始まったとし、「四川省においては、第一に、土壤は肥沃であり、ほとんどあらゆる土地に罌粟の栽培が可能であるが、とりわけ四川東部の廣大な丘陵地帯は、水はけが良く罌粟栽培に好適である。なかんずく巫山縣から瀘州に至る揚子江流域は、アヘン生産が最も盛んな地域であり、萬縣・忠州・鄂都縣・涪州・長壽縣などの著名なアヘン生産地がこれにふくまれる⁽⁴⁷⁾」としている。巫山・奉節縣の西、萬縣の東に位置する雲陽縣も、アヘン生産地のひとつであり、一八九二年五月には、雲陽縣城西門外の禹王宮に雲陽土稅局と土厘局がおかれ、縣内の盤沱場・小江口・古林沱・南溪場・高陽鎮など縣北五ヶ所、縣南七カ所に「鴉片釐卡」が設けられ、年七九一担のアヘンを生産、二一六担を移出している⁽⁴⁸⁾。

以上のような、桐油やアヘンの商品生産の展開が、雲陽縣地主制史上にどのような歴史的意義をもつものであるのか、直接生産者農民、富農・地主それぞれの対応はどうであったか、についての検討は、今後の課題としたい。ともあれ、雲安塩の販路の急激な拡大、それにとまなう炭鑛・鉄鑛業の盛況、桐油生産の發展、アヘン生産の展開、塩業・鑛業労働者の増加、アヘン・桐油等商品作物の展開と相表裏する結果となった慢性的穀物不足、穀物・雜糧價格の高騰、地主・商人の穀物投機等々、雲陽縣の社会經濟狀況の急激な發展・變貌は、いずれも咸豊・同治年間以降のことに属すると思われるのである。

ところで、民国『県志』卷一には、

「(49) 治明季之禍、子遺僅存、天下稍定、始移民吳楚以實之、二百餘年休養滋殖、至嘉道而極盛、然富庶相權不虞匱竭、同光之際、物産猶饒、穀斗三百、材木不可勝用、……」
とあり、卷一三にも、

「嘉道中、此縣商務嘗大蕃盛、父老言、西関門外老街、皆賈區。多湘漢人。故城内外多湘湖會館、並有岳常澧衡永

保諸府分館、其業則棉布爲多云、⁽⁵⁰⁾
とあり、また、

「嘉道間、南北富室以宮室相矜尚、如二礎彭氏、梅子甲曾氏、及湯溪陶郭諸族競興土木、……」⁽⁵¹⁾

とあって、嘉慶・道光年間に雲陽縣は、經濟繁榮の最盛期を迎えたように記されている。四川塩の突然の販路拡大で、空前の盛況に賑わった咸豊・同治年間以上に、嘉慶・道光年間の雲陽縣の商情は繁榮、最盛期を迎えていたのであろうか。また、嘉慶・道光年間に、湖北・湖南商人が雲陽で購めた主な商品は何であったのか、不明の点が多い。

なお、民国『県志』貢舉表等によれば、乾隆三六年（1771）に陶啓駒、同四五年（1780）に啓駒の三弟啓駿、六弟啓騾が舉人に合格した後、咸豊二年（1852）に劉海鰲・劉體泉が舉人に合格するまで、その間、嘉慶・道光年間を含む七十年あまり、雲陽縣からは、一人の舉人も合格していない。これに反して、咸豊二年以降は、光緒二十九年（1903）までの約五十年間に、進士五人、舉人二十九人を輩出している。⁽⁵²⁾これは、一体、如何なる事情にもとづくものであろうか、これまた、今後の検討課題としたい。

四

辛亥革命後、縣人によって創設された雲陽縣財政部をとりしきったのは、郭文珍（聘初）・彭宜讓（訓敷）・涂起敏（子膚）の三人であった。これら雲陽縣を代表する有力な郷紳一族について、縣志・族譜などを手がかりとして、その系譜や起家の経過をうかがってみたい。

〈郭文珍（聘初）一族〉

郭文珍の先祖は、曾祖父在鳳の列傳によれば、湖北省黃岡の人であり、乾隆年間に移住、塩井の經營によって産をなした、といわれる。先にも述べたように、當時、嚴重な銷塩制度の下、四川の製塩業は、一面で種々の制約を受け

ていたが、他面、條件を異にする他の塩場の競争から保護されることにもなり、それぞれそれなりの繁榮を享受していた。しかしまた、前期的商業資本である特権的塩商Ⅱ引商との間に存在した矛盾は、屢々、塩案を惹起していた。在鳳の父言洪は、伉直な人柄で任俠心にとみ人々に尊敬されていたが、そのために、人々の引商に対する怒りから發した塩案にまきこまれる結果となり、逮捕され下獄している。在鳳は、家産を投じて父の救出に奔走する一方、父不在中の家業の管理にあたり、数年後に父が釈放されて帰宅した時には、家産を昔日の数倍に増やしていた、という⁽⁵³⁾。又、道光六年（1826）にもやはり塩案に関係して、叔父言綸・從兄弟の仲氏（伯子仲氏）ら多数の逮捕者を出し、叔父言綸は山西省山陰縣に流刑となったが、在鳳は残された家族をひきとり、その子女在喬・在庠・在道らの教育・冠婚の世話をすること二十餘年、その間、叔父の救出にも重金を投じたが、託された田鹵を増やして、叔父の釋放を迎えたという⁽⁵⁴⁾。乾隆以降、嘉慶・道光年間に、陶氏一族は、製塩業で産をなしていたとはいえ、在鳳の父言洪・叔父言綸らがつぎつぎと逮捕投獄の憂き目にあっており、政治的には、極めて不安定な、多事多難の歲月であつたようである。

なお、同治元年（1862）、李永和・藍朝鼎起義の一環として藍大順起義軍が雲陽縣に進攻した時、郭在鳳は、知縣の檄をうけた雲安塩場の人々に推されて團防をとりしきったが、在鳳の子で、文珍の祖父にあたる存裕（致祥）は郷勇を率いて戦い敗死、世襲雲騎尉を贈られている⁽⁵⁵⁾。

文珍の父策勲は、内にあつては郭氏大宗の家政を管理し、出でては雲陽知縣の縣政を補佐しており、やがて捐納によつて分發知縣として湖北に差委試用され、湖廣總督張之洞の下で江夏南路の清丈を担当、その後、再度の捐納によつて雲南候補道となり、宣統元年（1909）には、雲陽縣から四川諮議局議員に選ばれ、諮議局議員の互選によつて、四川選出の資政院議員六名中の一人になっている。郭氏は、清末には、雲陽縣の代表的な郷紳であるにとどまらず、四川省を代表する郷紳として立ち現われているのである。

郭策勲は、辛亥革命期には、列傳に、

「辛亥之變、知縣李臨陽棄印去、縣人要策勲出維危局、策勲曰、吾故清吏、但欠一死、必欲吾出者、當速反令、衆從之、李還、與籌自保計、亂少定、乃召其子文珍京師以自代、不復問、聞清帝禪詔、素服北向哭毀其刺、自署未亡生、晚年惟利鄉鄰、動輒千金自立維心學堂、教人讀經、而省檄有廢經之說、見之大怒、逕電詰總統語甚峻、不報、凡七上乃已、其信道不詘類此。」

とあり、縣人の出馬要請を、清朝の知縣李臨陽の復歸を條件に受諾、治安・秩序の維持をはかり、息子郭文珍を北京から呼び戻して交代に下野し、その後、一九二四年に六八才で死去している。⁽⁵⁶⁾

郭文珍は、光緒二八年（1902）の順天郷試舉人で、日本留学後、内閣主計局僉事として、辛亥革命を迎えた。列傳には、

「尋遘辛亥之變、留不得歸、以賣文自給、時縣中初亂、令棄印去、閭里豪桀乘間弄兵跳梁謹譟、或樹黨攫財、勢且亂、縣人請策勲出鎮人心、策勲要衆返令與共維繫、而書速文珍歸、歸與涂子膚・彭訓敷輩釐縣財政、籌餉束伍、輯和氣類、彈壓囂陵、事甫有緒、卽謝歸山居、選舉事興、首推省議會議員不就、時蜀塩久亢不治、部簡鎮安晏安瀾爲運使、安瀾久知其賢、過縣約與赴瀘、策勲以世業塩、此行於塩場利病深有裨許之、在使幕二年餘、贊治有方、晏深倚畀、雖不僅爲本場利、然隨事保持場商、蒙其惠者固衆且鉅也、」

とあり、郭文珍は父策勲の命をうけて歸省、涂起敏・彭宜讓とともに治安・秩序の維持に盡力、事態が平靜に戻ると下野、省議會議員に選出されたが就任しなかった。しかし、塩運使晏安瀾の協力要請をうけると、世業である塩場の利害に関わることを受諾、幕客として協力している。その後、郭文珍は、一九二七年に四八才で死去している。⁽⁵⁷⁾このように、郭氏が縣政の上で重要な位置を占める郷紳となったのは、十九世紀中葉、曾祖在鳳の晩年以降、とりわけ父郭策勲（1857—1924）の代になってからのことであった。なお、郭存裕の女（策勲の姉妹）は、涂起敏

ら涂氏一族きつての富豪で、清末に川漢鐵路公司雲陽分公司股東会長となった涂起涵に嫁いでおり、⁽⁵⁸⁾策勳は監生李鴻齡の女（進士肇律の姉妹）を娶っており、⁽⁵⁹⁾策勳の女、即ち文珍の妹は彭宜讓に嫁いでいる。⁽⁶⁰⁾（附表V参照）⁽⁶¹⁾

〈彭宜讓（訓敷）一族〉

彭宜讓の曾祖父宗義の列傳によれば、先祖は、湖北省大冶の人で、乾隆末に、宗義の父自主が縣南泥溪甲に移住、「傭作」によつてもとで蓄わえ、やがて農業と商業に従事して、穀百餘石の田を購めるに至つた、⁽⁶²⁾といふ。民国『県志』卷二三 族姓 説略には、

「彭氏、湖北大冶人、有光圭者、擔簞來夔、初以賣膏園寒具爲業、後爲人濬陂塘、漸致殷阜、傳子至孫益恢張富贍、所購田毘連數縣、入穀至溢萬石、清世兼行武科、彭氏世習弓馬、以武舉於鄉者三人、諸生倍之、或以材官供職兵部、故言武科者稱彭氏、」

とあり、彭光圭（彭自主との間柄は不明であるが、兄弟乃至從兄弟であろうか、）らが、乾隆年間に湖北大冶より移住、「膏園寒具」（糶糶）賣りから出發、その後、陂塘の濬滌に従事して産をなし、彭氏繁榮の基礎をつくつたことが記されており、彭光圭・自主らは、乾隆末年に移住、白手起家したもののようである。⁽⁶³⁾

曾祖父宗義は、「懋遷化居、應時斂散、及身增産四千餘石」と列傳にあり、商才に恵まれ、一代で家産を四千余石に増やしている。張学君・冉光榮の『明清四川井塩史稿』によれば、『雲陽郷土志』には、

「彭宗義、字会川、乾隆中侍父自主由大冶徙雲、以力農起家、……購良田鹵水甚夥、」⁽⁶⁴⁾

とあり、乾隆末、父彭自主に同行して雲陽に移住、その後、製塩業にも手をそめていたようである。この塩井は、縣北雲安場の塩井ではなく、縣南泥溪甲にあつた東橋井・張井ではなかつたか、と思われる。晩年の彭宗義は、同治元年（1862）、藍大順起義軍が雲陽縣城に迫つた時、民国『県志』に、

「藍大順之東趣也云當至縣、縣人兇懼議城守、然苦無餉、（知縣高）以莊以刺速彭宗義・鄔遠澤至縣、二人者縣巨室

望也、至則陽好語尊禮、請率輸、然不許出宅門一步、食宿與共、實監守督責之、二人者卽慷慨署捐借之、城商立至數萬緡、卽日庀守具、咄嗟辦治、城防遂立、二人又出募團甲、共率錢至十二萬緡⁽⁶⁵⁾」

とあるように、知縣高以莊によって、縣北の鄔遠澤とともに雲陽縣の代表的郷紳として、縣城防衛の巨費調達の大任を課せられている。なお、咸豐四年（1854）に刊行された咸豐『県志』には、この彭宗義一族についての記述が見當らず、彭氏は、一八五〇年代以降に急速に浮上してきたのではないか、と思われる。

彭宗義には、祖江・祖淮・祖河の三子があつたが、三子の中でも、「祖江最賢」といわれている祖江が、宜讓の祖父にあたり、彭祖江の列傳には、

「彭氏之興、由自圭輩藍壘關以立其基、宗義踵成滋殖以厚其蓄、而經營勤勞卒大其門、則祖江力也、……中略……、先世遺田在與南郷、繼渡江買田縣北、又逾境買田奉節、晚增租入五千餘石、合前所有竟溢萬石、」⁽⁶⁶⁾

とあるように、宗義が遺した縣南の租入四千余石の田に加えて、祖江の代に揚子江を渡り縣北に、更にまた縣境をこえて奉節縣にと、租入五千石あまりの田を購め、租入万石をこえるに至っているのである。

祖江の六子の中、鴻陞・鴻儀は武舉人、鴻舉・鴻圖・鴻賓は武生、鴻恩は同知銜を得ており、前にあげた彭氏についての記述の中に、「以武舉於郷者三人」とある武舉人三人の中の二人がこの鴻陞・鴻儀である。

府經歷彭宜讓（訓敷）は、祖江の孫、先揚の子であるが、⁽⁶⁷⁾鴻陞ら六兄弟のいずれが父の先揚にあたるのか、不明である。宜讓の兄宜勤は、光緒一二年（1886）の附生で、列傳に、

「宜勤、字敏齋、父叔及羣昆弟均武科、宜勤獨治文学、以縣試第一人入学、……中略……、辛亥政變、閩里大俠嘯呼森起、宜勤念羣邪枉正、與敵必無幸、當順之弭之、乃微諷其徒云、彭君甚樂入黨、衆方憚其守正、聞之驚喜、羣造室迎致推爲渠率、宜勤乃告於衆曰、俠以義名、往者制弗善、使世疑毀、今當大新其制以合古義、衆許諾、乃以宋藍田許氏郷約法部署號令、羣慝斂手、里以無事、」⁽⁶⁸⁾

とあり、辛亥革命の時、蜂起した民衆の側には、自分達自身の指導者を選び出す力がなかったのに乗じて、彼等の仲間に入ることをほのめかして指導者におさまり、俠の古義や郷約をもち出して彼等の行動を統制、閭里の秩序を守ったことが伝えられている。⁽⁶⁹⁾

前述したように、彭宜讓は、資政院議員郭策勲の女（郭文珍の妹）を娶っており、彭祖江の弟祖淮の女は、涂起敏ら涂氏一族の有力者で、後に川漢鐵路公司雲陽分公司の四人の局紳の一人になった涂起瑞に嫁いでおり、⁽⁷⁰⁾彭宜勤の女は涂起宇の孫涂傳鼎に、彭宜讓の女の一人は涂起宇の孫傳燧に、一人は涂起涵の孫傳旅にそれぞれ嫁いでおり、彭宗義の弟宗禮の曾孫宜瑞（先益の子）は涂起棟の女を娶り、宜瑞の姉妹は涂起瑞の子宗緒に嫁いでいる等々、附表VIに示したように、⁽⁷¹⁾彭氏一族（彭宗義の孫先揚の世代以降）と涂氏一族（涂德明の孫起梁・起宇らの世代以降）との間に、——彭氏・涂氏が、ともに雲陽縣の有力な郷紳一族となって以降——、密接かつ複雑に錯綜した婚姻関係が結ばれている。

このように、彭宜讓一族の場合も、藍大順起義に際し縣城防衛に盡力した曾祖父彭宗義以降、⁽⁷²⁾とりわけ祖父祖江の代に急速に家産を拡張している。

〈涂起敏（子膚）一族〉（附表VII参照）

涂起敏の太高祖涂弘亮（生歿年未詳）は、湖北省蒲圻縣の人で、乾隆二年（1737）、子開盛をともなって雲陽縣にいたり、数年後に、縣北黄石上甲老龍坪の土地を購入しようとしたが、「議値六百金」の半額しか資金を捻出できなかった。そこで、これより先、雍正年間に入川、雲陽縣の小江場で商業に従事していた一族の涂開甯（弘運の子）に融資を求めたが果さず、残金の都合をつけて再來することを賣主に約して湖北に戻ったが、そのまま湖北蒲圻縣で死去した。⁽⁷³⁾乾隆二年（1757）、残金の都合をつけて高祖父開盛（1721—?）が、雲陽縣の縣北黄石上甲老龍坪に移住して來た時には、すでに十年以上の歳月がたち、地價も数倍に高騰しているということで、當初の約束を履行しよ

うとしない賣主との間で一悶着あり、官の裁きをもとめたが、結局、約束の半分の土地を取得するにとどまった、という。開盛は、懋龍・懋虎・懋麟三子を率いて開墾に従事、その間に、黄金の貯えられた銅鑼をおさめた石臼一畧を掘り出し、黄石甲老龍坪から小江甲盤石城下にいたる良田数十頃をきりひろくに至った、と『涂氏族譜』の「懷安公（開盛）傳」に記されているが、⁽⁷⁴⁾数十頃というのは、後述するように、相当に誇張された数字である、と思われる。

〈懋龍房〉 涂開盛の長子懋龍（1755—1817）は、乾隆五六年（1791）に弟懋虎・懋麟と分財析居しているが、⁽⁷⁵⁾「御六公（懋龍）傳」には、

「昆弟析居、公受分老龍坪、持家益勤約、由始有少有、寢底豫大、晚年稱素封焉、」

とあり、懋龍が三七才で家産分割をうけた乾隆五六年當時、彼の家産は「少有」にすぎず、「素封」と稱されるにいたったのは、二十数年後の晩年のことである。⁽⁷⁶⁾

懋龍には、夭逝した徳友と、長子徳政（1780—1821）・次子の監生徳明（1786—1866）の三子があった。一八一七年に父懋龍、一八二一年に兄徳政をなくした徳明は、兄徳政の子大封・大選・大揚と三子大科・大舉・大美ら六人の子弟と同居同財、彼等をわけへだてなく育てあげた上、同治元年（1862）、この六人に家産を分割した。⁽⁷⁷⁾族譜に「涂氏六大房」と稱されているのが、この六房である（附表VIII参照）。ところで、「慶元公（徳明）傳」には、

「御六公棄養、兄仕元公（徳政）繼逝、公獨持門戶、遇諸從子與己子等、門以内肅雍克諧、家業愈益饒裕、歲出入逾巨萬、倉庾填溢、時虞陳朽、唐坊者瀕大江、密邇盤沱小江諸市、遠達渝漢、公乃時時居之、以利於錢穀斂放也、公商農並用、時其有無而懋遷之、歲獲羨餘無算、至是由租入百餘石、漸益至千餘石、」

とあり、徳明が父懋龍と兄徳政をつづけてなくした嘉慶末・道光初期には、家産は租入百餘石にすぎなかったが、その後、「商農並用」で利益をあげ、同治初、六人の子弟に家産を分割する頃には、千余石（後述のように、少くとも

千二百石をこえていた、と推定される)に増やしていたのである。夭逝した徳友の撫子大發(1804—1829)については、その子起賢(1826—1883)の傳に⁽⁷⁸⁾

「父萬芳(大發)、……中略……、弱冠棄儒懋遷湖南北、歲有所獲、年二十六遽卒、母周孺人才二十五歲、公甫四齡耳、恃孺人嚮閔恩勤以至於成立、遂佐孺人理家政、家負債重、歲入穀不過百石、孺人勞家苦、豐事而嗇用、增置田產三倍於舊日、」

とあり、徳友の撫子大發は湖南北との交易に従事し、「歲有所獲」つたものの、一八二九年二六歳で急逝し、遺子起賢に残されたのは、歲入百石にすぎない田地と負債であった。その後、起賢は、母周孺人(1805—1876)の庇護の下、道光から光緒の間に、家産を昔日の三倍に増やしている。徳明・徳政らが亡父懋龍からうけついで家産が「租入百餘石」であり、夭逝した徳友の撫子大發が交易に従事、「歲有所獲」つて後、起賢に遺した家産が百石にすぎなかったことを考えあわせると、「素封」と稱された懋龍晩年の家産も、精々二百石前後にすぎなかった、と思われる。従つて、乾隆五六年析産當時の「少有」とされている懋龍の家産は、二百石をはるかに下回るものと思われ、懋龍・懋虎・懋麟三兄弟の承継分をあわせた涂開盛晩年の家産は、「良田数十頃」という数字とは、程遠いものであった、と考えざるをえない。

「慶元公(徳明)傳」に、

「雲陽涂氏之興、功亮公(弘亮)創業遠大、懷安公(開盛)締造艱難、御六公(懋龍)踵事滋大、其恢而張之者(慶元)公也、」

とされているように、涂氏が縣の有力な郷紳に成長したのは、徳明の代であった。徳明は、道光四年(1824)には、高陽小河義渡を捐設し⁽⁷⁹⁾、つづいて涂氏一族に祠堂の創設を呼びかけ、大封・大科ら六人の姪・子とともに、率先して銅錢一三三五釧文を釀出、三年の歳月を費して、道光一五年(1835)に祠堂を落成している。この時の涂

氏各房の醸金額は、つぎの表Ⅲのとおりである。⁽⁸⁰⁾

表Ⅲ

懋龍公支		
德明（・德政）房	德明 ^{同姪} 大封・大選・大揚・男大科・大舉・大美	一三三五釧文
德友房		
起賢		五〇〇釧文
懋虎公支		
德修房		
大成		一六八釧文
大昇		一六八釧文
懋麟公支		
德純 ^男	大庠・大序・大慶・大鰲	一六八釧文
德聖 ^男	大富・大顯	一六八釧文
德望 ^男	大聘・大饗・大學・大用・大志・大猷	一六八釧文
德華 ^男	大超・大善・大川・大忠・大義	一六八釧文
懋政公支		
德仁 ^男	大興・大春・大鴻・大林・大照	一六八釧文
計		三〇一一釧文

更に、道光一九年（1839）正月に、涂德明は、大封・大科ら六人の姪・子とともに、春秋祭祀の費として「雲安場瀟水十三股半」を涂氏祠堂に醸出して⁽⁸¹⁾おり、德明の急速な隆昌の背後にも、やはり、雲安場の塩井經營があった

ことを示している。なお、咸豐四年（1854）には、涂起賢らが、祭祀の費として、つぎの表IVのとおり醸出して⁽⁸²⁾いる。

表IV

懋龍公支	起賢	三〇〇釧文
懋虎公支	大成	五〇釧文
	大昇	五〇釧文
懋麟公支	德純	一一〇釧文
	德聖	一一〇釧文
	德望	一一〇釧文
	德華	一一〇釧文
懋政公支	德仁	五〇〇釧文
	計	一三四〇釧文

涂氏一族の各支派・各房の醸出額は、みられるように決して均一ではなく、各支派・各房の当時の経済状態の差をある程度、反映しているようである。

「涂氏六大房」の家産については、徳明の第三子監生大美（1830—1914）の傳に⁽⁸³⁾、「初歳収穀二三百石、晩年至千四五百石、又雲安場塩鹵租三四千金、家産遂為涂氏冠、」とあり、同治元年（1862）の「六房析産」当初の大美の家産は、「歳収穀二三百石」であったが、晩年（民国初期）には、穀千四五百石に加えるに、雲安場の塩鹵租三四千金の歳収があり、涂氏一族の中でも随一の家産を擁するにいたっており、族譜には、「仁山公（大美）支祠記」が載っている。

徳明の次子監生大舉（1816—1876）の次子附貢生起宇（1841—1926）の傳には⁽⁸⁴⁾、

「諸父析産、歳入租才二百餘石、公增至一千餘石、與伯兄異居、不数年又近千石、」

とあり、「六房析産」当初の父大舉の家産は二百餘石にすぎなかったが、武生起梁・起宇兄弟らがこれを一千餘石に増やし、兄起梁（1835—1906）と析産後、起宇はわずか数年で、再び千石近い家産に増やしている。この起宇についても、族譜に「魯之公（起宇）支祠記」が載っており、「自慶元府君（徳明）定宅以來、家業日蔚起、自魯之公（起宇）而極盛」と記されている。起宇の孫傳焜（1905—）は、族譜編纂当時、北平塩務学校に在学して⁽⁸⁵⁾おり、涂起宇房も塩井經營に關与していたようである。又、起梁・起宇兄弟は、萬縣の人譚某に巨金を出資、萬縣南門外に『永順森』を設け、錢穀操縦の便をはかり、「歲贏無算」といわれる利益をあげている。⁽⁸⁶⁾

徳政の次子大選（1807—1863）は、「六房析産」の翌年に死去しているが、長子起睿（1831—1882）の傳には⁽⁸⁷⁾

「父遺田租三百餘石、漸增至千餘石、」

とあり、第三子監生起昱（1837—1901）の傳には⁽⁸⁸⁾

「父時歳有田租三百石、先生後與兩兄子析産、亦各得四百石有奇、」

とあつて、父大選が「六房析産」で得た家産は、「田租三百石」前後であつた。これを起睿・起璜（1835—1884）・起昱三兄弟が同治初めから光緒にかけて約三十年間に、約千二百石余に増やし、両兄の歿後、起昱は、兄弟三房にそれぞれ四百石余ずつに析産しているのである。

この他、家産の具体的な数字は明らかではないが、徳政の長子監生大封（1802—1870）の長子起文（1826—1894）は、光緒年間に、雲陽縣城の修築工事を取りしきつており、按察使照磨の職を捐つて⁽⁸⁹⁾いる。なお起文の女は、江蘇都督程徳全の一族程徳盛に嫁いでいる⁽⁹⁰⁾。大封の次子起国（1830—1910）は、傳に「家業日益饒羨、甲於昆季」と記され、また、起国の次子宗芳（1862—1923）は、雲安場で世業の塩業にたずさわつたとされている。起国の第四子宗英（1869—）は、廩生（1892）で、北京進士館・高等警務学堂卒業後、黒龍江補用縣丞・黒龍江徵収局長・津海道尹公署秘書等を歴任している⁽⁹¹⁾。大封の第三子起賓（1835—1882）の長子宗培（1855—1908）は同知銜を得ており、宗培の次子候選知縣傳綸（1881—1920）は、後に江蘇都督になつた程徳全の女を娶つて⁽⁹²⁾いる。なお、大封の第四子起廷（1837—1876）の女は彭宜順に嫁いでいるが、程徳全の父、附貢生海雲の一女（程徳全の姉妹）も彭宜順に嫁いで⁽⁹³⁾いる。程海雲は、附貢生涂起宇とともに、同治七年（1868）に童試に及第したという因縁があつて、「涂氏六大房」の起文・起梁・起宇・起瑞らと相互に往來があり、程徳全自身も宗培や廩貢生宗蔭（起国の長子）らと交友関係があり⁽⁹⁴⁾、上述のような婚姻関係が結ばれたら

しい。起国の第四子宗英が前述のように黒龍江補用縣丞等を歴任しているのは、黒龍江將軍だった程徳全の縁故によるものである。

徳政の第三子大揚（1817—1874）は監生で、一子貢生起泗（1837—1865）は、廩生黎光廷の女を娶っており、若死したが、その長子宗濤は同知銜を得ており、次子宗斗は監生で、彭氏一族の彭先才の女を娶っている。⁽⁹⁵⁾ 涂氏一族の中、族譜に支祠記が載っているのは、前述の大美・起宇と大揚および起宇の兄起梁の四人のみであり、⁽⁹⁶⁾ 「涂氏六大房」の中でも、大揚の蓄えた家産は、相当に大きかったものと思われる。

徳明の長子武生大科⁽⁹⁷⁾（1813—1880）には二子があり、長子起棟（1839—1905）は、同治初年の藍大順起義の時、小江甲団総に推擧されており、⁽⁹⁸⁾ 次子起瑞（1845—1926）は、川漢鐵路公司雲陽分公司の四人の局紳の一人になっている。⁽⁹⁹⁾ 起棟・起瑞兄弟析産の際、鬪で雲安場塩井を得た起瑞は、兄起棟がつとに「雲安場塩筈業」を重んじていることを知っていたので、石柱坪の老屋とともに塩井を兄にゆずって、かわりに平安砦の田畝をうけ、砦壩長興坪に居宅を構えた、とその善行をたたえられている。⁽¹⁰⁰⁾ しかし、この時期の製塩業は、咸豊・同治の黄金時代とは様相を異にしていたためであろうか、起棟の財産は、その後、顕著な増加を示していない。起棟には七子があったが、その第四子宗讓（1870—1929）の傳に、⁽¹⁰¹⁾

「己亥（1899）弟兄分居。歳入租不過三十石、食指繁、懼不給曰、吾其從事商業乎、常於流萬沱、開煤鑛設商肆、並懋遷於黄石・小江各市、十餘年間、漸饒羨、連購石柱坪老屋鄰近田業、視舊時增産三倍有奇。乙己（1905）、先王父（起棟）見背、有遺逋悉為償之、……中略……、甲辰（1904）鄉大旱、籌賑糶以安鄉里、其後家計漸裕、」

とあり、起棟の七子の一人宗讓が兄弟析産で与えられたのは、僅かに「歳入租不過三十石」の田畝であった。しかし彼は、炭鑛開發と商業に従事して財を蓄え、光緒三十年（1904）の旱魃の際には糧米の賑糶を行っており、そ

の後、家計が裕かになった、ということである。宗讓の家産増加の過程を述べたこの史料の背後にアヘン・桐油等商品作物盛行の反面、穀物の恒常的な不足が深刻化するなかで、地主が穀物価格の騰貴によって投機的利潤を獲得、また、貸与をうけた穀米・雜糧の返済に窮する農民から、担保とした田地を取りあげ集積していく、という当時の一般的な社会状況を垣間見ることができるよう思われる。なお、宗讓の傳には、また、

「庚申（1920）、匪風大熾、巢穴於高陽・洞溪一帶、指掘人祖塋勒贖、衆推先父為雙江鎮督練、」

とあり、一九二〇年、「匪風大熾」の中、雙江鎮督練に推舉されている。

徳明の次子監生大舉（1816—1876）は、傳に⁽¹⁰²⁾

「涂氏諸昆季、率皆勤約樸實、以勞其家、而欲倡率族務肆應鄉邑公事、則惟先生是頼、先生為人明決而豁達、周知世情、族人舉為長、排難解紛、咸奉約束、官長以公事相属、未嘗叢脞、亦無所屈撓、邇年軍務旁午、解囊助餉動至数千金、惟力與財所能無少吝、」

とあり、族長として活躍する一方、郷邑の公事にも関与し、一九世紀中葉軍事多端の際、しばしば数千金を用立てている。大舉の長子起梁（1835—1906）は、前述のように、畫堂公（起梁）支祠に祀られており、武生で候選主事である。彼の傳には、⁽¹⁰³⁾

「邑有振耀兵工賓興慈善諸大事、非公莫屬、歴任縣官如貴筑高以莊秀東・錢塘葉慶榘誠齋・臨川汪賁之漱白・長洲吳寶銓子明尤倚重之、……中略……、同治初、滇賊藍朝柱犯縣境、縣官檄士紳策防守、留不遣曰、有欲歸者其先輸巨餉來、賊衆二萬餘、踞雲安場、旦夕薄城、公獨以計脱歸、光緒丙申（1896）秋、東川久雨、田穀盡糜爛、人不得食、闔境騷然、吳子明大令懼滋亂、詣公籌振濟、公慨然引為己任、立貸三萬餘金、轉粟湖南北、全活甚衆、」

とあり、起梁は縣令高以莊・葉慶榘・汪賁之・吳寶銓ら咸豊末から光緒二十年代にかけての歴代の知縣に重用されて、縣政の相談に与かっており、一八九六年の饑饉には、三万余金を用立てている。父大舉が、軍事多端の際、「解囊

助餉動至数千金」とされているのと較べて桁違いに多い金額であり、涂大舉房の財力の伸展ぶりを物語っている。起梁には宗城（1860—1897）と州同銜を有する宗翰（1862—1927）の二子があつたが、宗翰は、兄宗城の子傳詩・傳書・傳易と析産後、数年ならずして析産前と変らぬまでに財産を増やした、とされている。⁽¹⁰⁴⁾大舉の次子起宇、徳明の第三子大美については、前述の如くであり、大美の一子起涵（1856—1918）は、川漢鐵路公司雲陽分公司の股東会長にえらばれている。⁽¹⁰⁵⁾なお、起宇の継配凌氏は、凌徳永の女で、一八八一年の解元舉人凌開運の姉であり、⁽¹⁰⁶⁾起宇の長女は譚永齡に嫁いでおり、その子士先は廩生・黒龍江教育廳長になっている。⁽¹⁰⁷⁾八女は、前述のように鑛山業で産をなした譚錫奎の孫文翔に嫁いでいる。

以上のような「涂氏六大房」の事情を勘案すると、「六房析産」前夜、「千餘石」と記されている涂徳明の家産は、少くとも千二百石を下回ることにはなかつた、と推定しうると同時に、道光年間から咸豊年間にかけて、徳明が家産をわずか百余石から千二百石以上に拡張した勢いをはるかに上回る勢いで、同治・光緒年間に「涂氏六大房」の家産が拡張していることが確かめられるのである。涂氏一族が聚居した黄石甲・高陽甲一帯は、周開慶によれば雲陽桐油の特産地であり、また「鴉片釐卡」が小江口・高陽鎮におかれているようにアヘンの産地でもあつたことなどからも考えて、世業とされている製塩業の利益もさることながら、この家産拡張は、アヘン・桐油の賣買、穀物投機、貧農に対する穀物の高利貸付・田地の没収等々によつてもたらされたものと思われる。

〈懋虎房〉 開盛の次子懋虎（1758—1798）については、族譜の傳に⁽¹⁰⁸⁾

「性温和不事谿刻、稍長佐父兄理家務、早督亞旅、從事隴畝間、無寒暑風雨不少倦、偶經商、意在通有無、各得其所而已、無闌閥競鏃銖逐錐刀習氣、鄉里稱為長者、」

とあり、地主・商人・高利貸三位一体で家産を増やす商才も刻薄さも持ちあわせていなかったようである。乾隆五六年の析産で、懋虎は石板溪に分居したが、石板溪の住宅は、懋虎の孫の代に、懋龍の孫大選に賣却され、更に大美

の孫宗燮に転賣されている。前述のように、涂徳明が呼びかけた「涂氏宗祠」の創建・運営への醵金も少なかったが、その後、懋虎の子孫は、各處に散居し、佃農として日を過している。⁽¹⁰⁹⁾

〈懋麟房〉 開盛の三子懋麟（1761—1824）は、民国初期、縣財政部をとりしきった涂起敏の曾祖父にあたるが、族譜の傳に⁽¹¹⁰⁾

「公持家務大体、不較量瓊細、然制用則甚約、重耕織、亦不時懋遷有無、與鄉里交接、一以慈祥和厚出之、」
と記されている。懋麟の長子徳純（1788—1864）については、傳に⁽¹¹¹⁾

「幼聰異、讀書通大義、既長應縣署辟為掾曹、乾嘉間、蜀中承平久、生聚日衆、吏事亦漸繁、縣署掾曹有闕、則就邑中各著姓辟之、父兄以公處庶事夙明決、使承其役、在官凡十餘年、性剛直諤侃侃、不為利回一切非禮事、人莫敢干、鄉邑有紛難、輒排解之、往往片言而定、清制郡縣掾屬勤謹有勞者期滿送布政使考核授以職、由是任佐貳洊至牧令監司者不乏其人、蓋沿兩漢舊制也、公之才足任民社、或勸之仕、公曰、吾因家而役於公、義無所避、幸未獲罪戾、奉身而退可也、一行作吏夫、豈易易吾其施於家乎、」

とあり、乾隆・嘉慶当時、雲陽では、掾曹（胥吏）の欠員補充は、縣内の著姓出身者をあてることになっており、涂徳純は、涂氏一族の父兄から推されて胥吏になった、とされている。しかし、『雲陽涂氏族譜』には、徳純の他には、吏職についた、と記されている者は一人もない。一九世紀中葉以降、雲陽縣有数の望族となった涂氏は、もはや胥吏に一族の代表を送りこむ必要がなくなった、ということでもあろうか。なお、徳純の第三子大慶（1815—1867）は、監生になっているが、以後、徳純房は、庠生・監生等を出していない。

懋麟の次子徳聖（1791—1863）は、傳に⁽¹¹²⁾

「其治家、一絲一粟、皆必親自檢、飭訓子姓以禮法耕讀外無他務、以故家道日興、置田業甚夥、……中略……、古人所謂始有少有富有者、公殆庶幾焉、」

とあり、家産を増やしたことが記されており、長子大富（1809—1889）は監生になっているが、その後は、庠生・監生等を出していない。

懋麟の第三子徳望（1793—1858）は武生で、傳に⁽¹¹³⁾「同光間、涂氏武学之盛為一邑冠而公實開其先」と記されている。しかし、徳望房からは、以後、一人も庠生・監生・武生等を出していない。

懋麟の第四子徳華（1800—1860）が、縣財政部をとりしきった涂起敏、舉人（1903）・國務院參議涂起敦らの祖父である。徳華は、兄弟析産の時、盤石城の故屋から六・七十里離れた縣北高陽郷瑶嘉溝の田地を承継したが、唐坊に住む従兄徳明の厚意で、徳明の宅地の左に数畝の地をあてがわれ、住居としていた。徳華は、唐坊の東にある下巖寺に舟人を集め、「靖江會」を設けて、揚子江の対岸にある大鎮盤沱場への行旅舟人の便宜をはかった、といわれる。晩年の徳華は、傳に、

「公之憩於下巖寺也、偶有所亡、或疑丐者為之、因逐丐、丐仆而折其足、公聞之周以錢米、並屬寺僧療之、己瘥矣、丐感公惠無後言、里有悍婦黃某、利公財詭謂丐夫也、牒於官、官亦利公財、延其獄久之始解、公以是耗不貲、鬻鹿頭山田一區、猶不足償、遂累於債、蜀地偏遠、地方有司與奸民狼狽、魚肉善良、往往如是云、」

とあるように、彼の財貨に目をつけた繋争事件にまきこまれ、鹿頭山の田一區を賣却しても償うに足らず、負債に苦しみつつ一八六〇年に死去している。⁽¹¹⁴⁾当時、涂氏一族の威光は、涂徳華を裁判沙汰からまもるほどには強大ではなかった、ということであろうか。徳華の五人の遺子の中、長子大超は失明しており、次子大善（1839—1863）は父につづいて死去したので、十五才で父を失った第三子大川（1846—1922）が、その傳に、

「年十五而父會元府君（徳華）見背、母牟太夫人主家政、責先生（大川）治田、先生之治田也、先別土宜、視其高庫燥濕肥磽而樹藝之、踰一二歲輒更種、次規水利、研窮瀦防舍寫之法、晨夕行水一周、深夜暴風雨不能以火、則簣笠扶鋤躡電往還、其水之蓄洩淺深與天時雨暘田禾穉穗相應、故無論歲之豐歉也、恒有穫、先世多宿逋、十年盡償之、

又十年以富有稱、

とあるように、一家をささえるため、篤農として農業にはげみ、十年で負債を償還、その後十年、一八八〇年には「富有」と称されるにいたり、一八八五年、大超ら兄弟五房に析産している。⁽¹⁵⁾ 徳華の第四子大忠（1847—1887）が、涂起敏・起敦兄弟の父である。大忠は、三兄大川の庇護の下、儒業にはげんでいたが、一八八〇年、三十四才で童試受験中、郷里で家蔵の火薬が暴発、兄大川が負傷、兄の子起芝が死亡するという災難があり、受験を中断して帰省、以後、童試に挑戦することなく布衣で身を終えた。火薬暴発事件から考えて、涂大川は、炭鑛業にでも手をそめていたのであろうか。一八八五年の析産で、大忠は、田三十畝をうけ、高陽郷高陽甲瑤嘉溝に居を構えたが、二年後の一八八七年死去し、家屋の新築と葬祭の費用で借財がかさみ、大忠房は負債に苦しむことになった。⁽¹⁶⁾ 十五才で父大忠をなくした長子起敏（1872—1921）については、起敏の弟起敦の手になる墓志銘に、

「年十五遭先君大故、遂廢學持家政、家故累於債、歲入不足償子息、兄治家持大体、不計瑣細、而錢穀貨物出納善操縱、時其羨不足而棄取之、多奇中、與人交易有所諾必踐、人皆樂與通緩急共有無、……中略……、更二十五年而宿逋始滌除、又十年而家亦日漸饒裕、」

とあり、父大忠の歿後、家計をあずかり、二十五年かかって清末民国初期にやっと宿債を完済、更に十年（一九二〇年代）をへて家はようやく饒裕になった、とされている。⁽¹⁷⁾ 民国初年、起敏は、彭宜讓・郭策勲とともに縣の財政部をとりしきっているが、これは涂起敏自身の財力によるというよりは、弟起敦が要職についていることと、「涂氏六大房」の存在が与かって力があつたのであろう。次子起敦は、兄起敏の庇護の下、光緒二四年（1898）童試に合格、光緒二九年（1903）には順天郷試に合格、舉人となり、同郷の先輩で、一族の傳綸と姻戚関係にある黒龍江將軍程徳全に招かれて幕下に入り、黒龍江龍江府知府・黒龍江提學使・黒龍江教育司司長・黒龍江政務廳長等を経て、國務院參議・国史編纂處處長になっている。⁽¹⁸⁾ 順天郷試の受験、舉人合格後の一九〇五年の「入都謁選」の際には、兄起

敏、伯父大川の他、起梁・起宇・起瑞ら「涂氏六大房」の強力な経済援助があった。⁽¹¹⁹⁾ 兄起敏の子宗祊は京師公立一中を卒業、伯父大川の第四子起祥は北京大学法科卒業後、農商部秘書・財政部顧問等を歴任しており、起棟の孫傳傳(廷協)が黒龍江綏東縣知事、起梁の孫傳運が黒龍江候補縣佐になっているなど、彼等の進学や仕官には、起敦のいわば恩返しへの援助があつたのではないか、と思われる。⁽¹²⁰⁾ 徳華の第五子大義(1850—1898)と起敏・起敦の父大忠との間には、析産した土地の境界をめぐる争いがあつたと傳えられており、大義の子弟には進学等で起敦から格別の恩恵をうけた形跡は認められない。⁽¹²¹⁾

なお、懋麟の長子徳純は、喜慶湾に居宅を構えていたが、曾孫の代に、「涂氏六大房」の大選の子起昱の手にわたり、次子徳聖は、盤石城砦壩新屋に居を構えていたが、これもやはり曾孫の代に、大科の孫宗緒(起瑞の子)の居宅となり、第三子徳望は、砦壩老屋に居を構えていたが、これも孫の代に起瑞の手にわたり、懋麟房の不動産の相当部分が「懋氏六大房」の手にわたつたことを示している。⁽¹²²⁾

〈開寧・懋政房〉 涂氏一族の開寧は、涂弘亮・涂開盛らより早く、雍正年間に雲陽縣に移住、小江場に商肆を開いていたが、子懋政(1762—?)の代に蹉跌した。⁽¹²³⁾ 懋政の長子徳仁(1783—1870)については、傳に、「公少警敏、雖食貧挫抑、志不稍餒、稍長小有負販、輒贏積漸恢張益饒羨、遂置田譚家湾、營宅第居之、由是商農兼營、緡錢詹穀時其斂放、子母孳乳繼長增高、晚歲入穀五百餘石、」

とあって、徳仁が負販より身を起こし、「商農兼營」して、一代で、歳入五百餘石の家産を蓄えている。徳仁は、五子に各百余石の田穀を分けて歿したが、⁽¹²⁴⁾ その後、「不数年、各房漸中落」と、孫起裕の傳に記されている。⁽¹²⁵⁾ 徳仁の第三子大鴻(1820—1905)は監生、大鴻の次子起安(1845—1910)は武生、⁽¹²⁶⁾ 徳仁の長子大興の孫宗堂(1874—1907)が監生になっているが、その後、監生や学校卒業者は見当らない。⁽¹²⁷⁾ 徳仁の譚家湾の居宅も、「涂氏六大房」の起棟の手にわたり、宗範(起棟の第六子)の居宅になっている。⁽¹²⁷⁾

〈程德全一族〉 (附表IX参照)

清末、黒龍江將軍・黒龍江巡撫・奉天巡撫をへて、一九一〇年に、江蘇巡撫となり、辛亥革命に際しては、張謇らに推されて蘇州で独立、蘇軍都督・江蘇都督となった程徳全の先祖程應良は、明の洪武二年(1369)、湖北麻城より四川開縣に移り、萬縣をへて、洪武六年(1373)縣南の恒合郷里坪甲維都坪に居を構えた。その後、正徳一五年(1520)盤石郷長磧甲に移住⁽¹²⁸⁾、程徳全の太高祖にあたる程之文(1724-1779)が、一族ではじめて童試に及第したが、及第年次は不明とされている⁽¹²⁹⁾。高祖天叙(1768-1834)については、程徳全の編纂した族譜に、「姨姪婿廩膳生譚燮」(1836、歳貢・1868)の題した墓銘が載せられている。曾祖父地俊(1801-1873)については、族譜に全祖芳の讚があつて、「卅年族首、毫無訾議、創譜立祠」と記されており、族譜を初纂、宗祠を創建したことが知られる⁽¹³⁰⁾。祖父有要(1821-1885)は、候選巡檢で、王鑑芳(附生・1895)の讚に、「術善岐黃、肆藥利濟、貧苦沾光、廿年族首」とあり、藥肆を營んでいたようである⁽¹³¹⁾。父大觀(1838-1913)は、附貢生(1868)であり、程徳全(1860-1930)は、光緒十年(1884)童試に及第、その後、廩貢生から、捐納によつて候補同知・候補道となり、黒龍江將軍・奉天巡撫・江蘇巡撫等を歴任している⁽¹³³⁾。程徳全らと同族の程氏で、嘉慶元年(1796)童試に及第、道光元年(1821)恩貢となった程禮と、その子増生(1814)安行が族譜を編纂、宗祠を創建した時には、程徳全の先祖は、「因力不逮、安行公獨為之、吾族自此分為二派⁽¹³⁵⁾」とあるように、程禮・安行父子らの企画に参加する力がなく、程禮ら一族からは、同族としての扱いかいをうけていなかったようである。程徳全の祖先は明代以來の雲陽居住者であるが、隆昌にむかったのは、家乘・宗祠がつくられた曾祖地俊の代以降のことに属するように思われる⁽¹³⁶⁾。なお、前述のように、程大觀の女は彭宜順に嫁ぎ、程徳全の長女は涂傳綸に嫁いでおり、次女は、四川秀山縣出身の進士(1898)で、清末、川漢鐵路公司駐宜昌總理をつとめた李稷勳の次子遜に嫁いでいる⁽¹³⁷⁾。李稷勳は、清朝の鐵道国有化に際し、川漢鐵路總公司董事局の指示に反して、

宜昌の資材を清朝に引きわたし、四川民衆の怒りをかい、四川保路運動激化のきっかけをつくった人物である。郭策勳・彭宜讓・涂起敏・程徳全らの祖先の動向を検討してみると、いずれも乾隆年間乃至嘉慶・道光年間に起家し、その後、とりわけ一九世紀中葉以降に、急速に隆昌に向かっている点が共通しているといえよう。

五

民国『県志』には、つぎのような事例が記されており、清朝後期雲陽縣の社会状況の一端を示すものとして、注目される。即ち、民国『県志』卷二七に、

「當時、縣有兩鄉約最賢、北為（曠）希賢、南則古陵戴華萬也、」⁽¹³⁸⁾

とあって、雲陽縣縣南・縣北のすぐれた郷約として二人をあげている。この曠希賢については、列傳に、

「曠希賢、字國士、原籍湖南湘鄉人、乾隆中、祖宗顏始徙蓬州、父聖明轉徙川東至縣北黄石甲、遂定居、兼事農商、漸買田宅為富人、希賢生有器幹才、性警敏、臨財公溥、審義可否、不屑較錙銖、以是大耗其産、親故舉充郷約、希賢亦樂藉以自見果勤、能稱職、衆皆信倚之、其時客籍日増、編審令行、凡新入甲例輸幫費、希賢以所輸錢買田一區為辦公經費、大小供應不苛見戸、衆以無擾交口推重、先後令長亦愛其能、」⁽¹³⁹⁾

とあるように、曠希賢の原籍は湖南湘郷であり、乾隆年間に祖父宗顏が蓬州に移住、父聖明が縣北黄石甲に転居して來たのである。聖明は一七四二年に生まれ、一八二七年に八五才で死去しているが、農業・商業に従事、「白手興家」したと傳えられている。⁽¹⁴⁰⁾ 黄石甲に移住後二代目で、早くも希賢は郷約に推舉されているのである。なお、希賢の子鼎臣についても、

「鼎臣、名學三、以字行、以親老且貧、十五即棄書持家、二十而為郷約、能繼父志行、兩世公正歴六十年、人無怨讟、」⁽¹⁴¹⁾

とあり、希賢・鼎臣親子二代六十年にわたって郷約をつとめている。その後、鼎臣の子玉相は、歳貢生(1908)・候選縣丞、孫士槐は、拔貢(1909)から湖北候補州判をへて、民国期に黒龍江省に分發され補用知事になっている。⁽¹⁴²⁾これは、士槐の父玉相が、黒龍江省の高官になった涂起敦の勉学の師であった、という縁故によるものようである。縣南の名郷約とされている戴華萬は、列傳に、

「戴華萬、字樂村、父秉福、由黃安入蜀、居縣南古陵鎮側之水田垵、以農立家、華萬其長子也、性剛毅有材幹、好為公共利益事、不辭勞怨、先是場名八間舖、皆瀕江細民種江墾地自給、道光初、華萬始約為市、以一四七相遞趁集、漸致百貨增拓、賈區日益褒廣、遂為縣南劇鎮、又剏建禹廟於市門、宏其庭廡、為交易總匯、……中略……、上自提學道府州縣長吏皆榜旌其門、卒後、鄉鄙為釀金置產、作肖像廟廡旁、歲時祀之、」

とあり、父秉福が乾隆年間に湖北黃安より、縣南古陵郷に移住して來たのであり、移住後二代目で古陵郷の郷約に選ばれている。戴華萬は、道光年間に古淋沱場を創設した他、湖北人の會館とされている禹王宮や、楊泗廟・義家・義渡を倡建しており、⁽¹⁴³⁾農業・商業に従事して相当の利益をあげていたと思われる。

このように、曠希賢・戴華萬ともに、乾隆年間に、父が雲陽に移住、二代目で早くも郷約に選ばれており、郷約選出の面からみる限り、当時の雲陽縣郷村は、比較的閉鎖性に乏しく、いわば開かれた郷村であった、と思われる。

乾隆年間以降に雲陽に移住、起家した人々に、「兼事農商」・「農商並用」・「商農兼營」等々と記されている事例が多々見うけられるが、雲陽の住民について、前述のように、咸豐『県志』は、

「南岸民、皆明洪武時……中略……、北岸民、則皆康熙雍正間外來寄籍者……、」

としていたが、その同じ咸豐『県志』卷二 輿地志 風俗には、

「士崇醇樸、不事浮華、教授生徒兼營耕讀、」

とあり、また、

「邑民不善貿易、其百工商賈多屬荆楚江右之民、惟沿江南北多以操舟為業甚能、」

と記されている。清末、雲陽縣の郷紳有力者の構成が、康熙・雍正年間以前からの居住者の子孫から、乾隆年間以降の移住者の子孫へと推移していることと、「不善貿易」、「農商兼營」という記述にみられるような商業へのかかわり方の相違とを関連させて、直接生産者農民におけるアヘン・桐油等商品作物生産の一定の展開という、当時の社会的機運に対する郷紳層の対応の相違が、かかる推移をもたらしたものと、とらえることはできないであろうか。(補注A)

註

1 鄭勵俊編著『四川新地誌』（正中書局、一九五六年）三一〇頁所載の「表一 四川各県面積・人口・密度・県等」による。同表によって四川省一三五県の人口密度の分布を分類表示すると、下表のようである。

2 張肖梅『四川經濟參考資料』（中国国民經濟研究所、一九三九年）第二章 人口所載の「川省農民人口歴次調査」（B八頁）によれば、四川省の農民人口は、つぎのようである。
四川省農戸及農民人口歴次調査統計表

人口密度	県数
601人以上	4
501~600	3
401~500	8
301~400	29
201~300	29
151~200	18
101~150	12
100人以下	32

人 口 農 戸 農 民 農民佔人口百分率

民国七年農商部総計 調査数 五二、〇六三、〇〇〇 三、〇六八、〇〇〇 三〇、三四〇、〇〇〇 五八
 估全国 第一位 第三位 第三位
 中国農村資料 調査数 四七、二六三、五三八 四、九七五、二五二
 (民国三二年) 估全国 第一位 第四位
 二二年以後南京 調査数 四七、九九二、二八二 二五、八七一、三〇一 五四
 国民政府調査 估全国 第一位 第三位 第十二位
 同書所載の四川省政府建設庁調査によれば、四川全省と雲陽縣の、農戸数、農民数、人口、農民の人口に占める比率は、つぎのようである。

雲陽縣 農戸数^① 六八、六一六 農民数^① 四一七、六九六 人口^② 五〇九、三二七 農民佔人口百分率 八二・〇

四川省 六、三九七、一六二 三四、二二五、八五四 四九、三〇〇、七七一 六九・四

① 四川省政府建設庁調査各県農戸及農民人口統計表による。

② 四川省各県戸口数目統計表による。

3 東亞同文會『支那省別全誌』第五卷(東亞同文會、一九一七年)一七六頁。

4 周詢『蜀海叢談』卷一 制度類上 各廳州縣。

5 前掲『四川新地誌』七頁。

6 楊鸞修・秦覺纂『雲陽県志』二卷、嘉靖二〇年。

7 江錫麒修・陳崑纂『雲陽県志』一二卷、咸豐四年。

8 朱世鏞・黃葆初修、劉貞安纂『雲陽県志』四四卷・首一卷、民國二四年。

9 劉士縉・曹源邦修、陳嘉瑯纂『雲陽県志』四卷、乾隆二一年。

10 劉貞安纂『雲陽県志』四〇卷、民國一八年。

11 武丕文・甘桂森編『雲陽県郷土志』二卷、光緒三二年。

12 程徳全纂修『雲陽程氏家乘』四卷、民國八年。

13 涂鳳書纂修『雲陽涂氏族譜』二〇卷・首一卷、民國一九年。

14 a 民国『県志』卷首 涂鳳書『雲陽県志序』。

14 b 呂實強「近代四川の移民及其所發生的影響」(中央研究院近代史研究所『近代史研究所集刊』六期、一九七七年九月、二二三―二三六頁)。

15 呂實強は、前掲論文において、民国『県志』卷二三 族姓に、「原籍湖廣」と記されている紅鹿郷居住の姚氏(始遷祖興邦)・潘氏(始遷祖正倫)を、いずれも湖北出身と数えられたようである。本論文でも、呂實強説に従った。

16 鈴木中正『清朝中期史研究』(一九五二年)二〇頁。

17 鈴木中正、前掲書八〇頁。

18 民国『県志』卷一〇 塩法 檔冊。乾隆四九年(1784)には、四川塩茶道林俊の奏請によって、塩井の自由な開鑿が許可され、あらたな井課を加えないことが認められたため、四川各地には私井が急激に増加し、「権課井」の十倍をこえていたのではないかと、もいわれており、当時の雲安塩の生産高は把握しがたい。張学君・冉光榮『明清四川井塩史稿』(一九八四年)第四章参照。

19 民国『県志』卷二五 士女 耆舊一 薛光秀、卷一〇 塩法 井竈表。前掲『明清四川井塩史稿』一九九頁参照。

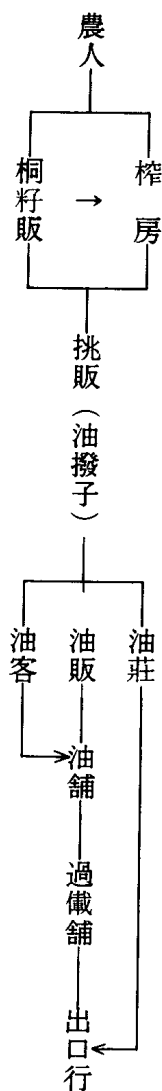
20 民国『県志』卷二五 士女 耆舊一 陶啓漢 孫晋臣・雲臣・族弟啓洛。卷一〇 塩法 陶氏家傳。卷三四 士女 生員表。

- 21 民国『県志』卷二五 士女 耆舊一 張宗輝。咸豐『県志』卷八 義士 張宗輝。
- 22 咸豐『県志』卷一一 藝文 裴超鳳傳。民国『県志』卷二五 士女 耆舊一 裴超鳳、卷二三 族姓。
- 23 『雲陽県郷土志』（前掲張学君・冉光榮『明清四川井塩史稿』一五九頁より轉引）。民国『県志』卷二六 士女 耆舊二 彭宗義 子 祖江・曾孫宜勤。
- 24 民国『県志』卷二六 士女 耆舊二 郭在鳳 孫策勳。
- 25 民国『県志』卷二七 士女 耆舊三 胡德榮 弟德禮、卷二三 族姓、卷三四 士女 生員表、卷三〇 士女 貢舉表上。
- 26 「雲陽塩井之井口為円形、初時係用人工所砌成者、口面大者直径約二丈余、小者在二丈以上、不似自井之小孔。深度由十余丈至三十丈不等、因此汲水之工人、腰上連有麻繩、以防落入井中。」（周開慶『四川經濟志』、地方志、雲陽經濟概況、四 塩業。一九七二年。二五四―五頁。民国『県志』卷一〇 塩法 洩汲、及び同卷 塩法 陶氏家傳。
- 27 島恭彦『中国奥地社会の技術と労働』一九四六年、二三一―四頁。
- 28 張学君・冉光榮前掲書、八七―九三頁。森紀子「清代四川の塩業資本——富榮廠を中心に——」（小野和子編『明清時代の政治と社会』一九八三年、所収。五四三―九三頁）。
- 29 民国『県志』卷一〇 塩法 陶氏家傳。
- 30 民国『県志』卷二三 族姓 説略。
- 31 周開慶前掲書 地方志 雲陽經濟概況 五 其他、二五五頁。
- 32 民国『県志』卷二六 士女 耆舊二 譚錫奎。
- 33 『涂氏族譜』（一九三〇年）卷四 懋龍公支下世表 十四世 起宇の項。
- 34 張肖梅前掲書 第四章 特産 第八節 桐、N三七頁。
- 35 中国国民經濟研究所（張肖梅・趙循伯）編『四川省之桐油』（一九三八年、商務印書館）一一―三頁・二七―三一頁。張肖梅 前掲書、N四〇頁。張肖梅の前掲『四川經濟參考資料』第四章 特産、第八節 桐の項及び第二〇章 出口業 第一節 桐油業の項は、前掲『四川省之桐油』と、内容が基本的に共通している。なお、周開慶 前掲書二五三頁には、
「雲陽県之特産品為桐油、估計年産量達十萬擔、在全川産油各県中、僅次於鄰水・忠県、而居全省之第三位、故桐油之生産、對於本県經濟裨益甚大、」
とあり、四川産油県中の第三位としている。
- 36 東亞同文会支那省別全誌刊行会『支那省別全誌 第一卷 四川省（上）』（一九四一年）第四編 産業 第四節 林産製造工業、第一 桐油及木油、一七〇頁。

- 37 前掲『支那省別全誌 四川省(上)』、一八八頁。前掲『四川省之桐油』二五—七頁。
- 38 島恭彦 前掲書 一一八—九頁。
- 39 張肖梅 前掲書 第二〇章 出口業、第六節 塩業、參 各地塩業及運銷狀況、4 蓬中之塩業、T一三八—九頁。下の表は、島恭彦前掲書二一四—五頁(島恭彦著作集第六卷、『東洋社会論』所収、一九八三年、二二—頁)による。
- 40 「壓桐取油、近亦奇重、桐下須種豆麥、蕪則不實、枳少於桐、所壓油曰木油、民以澆燭祀神、芸薑膏曰菜油、胡麻膏曰香油、惟茶子油不產、曩者菜油最貴、香油次之、桐油最賤、今則桐油值幾數倍、種者益多、皆山農余利也、」(『民国』『県志』卷一三 禮俗中 農田)。

「土物大宗、除食塩外、油・皮・楮・鹼皆山貨也、而桐油為特産、與山貨分幫、在光緒中、菜油最貴、麻油次之、惟木油(柏子油)與桐油差埒、每觔值錢四五十文、為最賤、時但行上江無出峽者、人家但給燈火、余乃運梟易塩、所出固不甚富、十年前始稍稍下行、後乃有外國公司販運出口、駐萬立行店、梟城亦設分行、剝椿木為桶、鉅金收購、逐年騰踊、鄉農逐利、種者亦多、桐宜熟地、蕪則不實、而大葉多蔭、惡其害苗、兩利相形、人知趨重、乃舍苗不恤、連山徧蒔、五年結實、則可獲利、貨雖增倍、價乃日昂、近則每觔值八九百、或千錢而強、往歲山谷窶人鵲結菜色、但有片土種桐、今皆小有、蒨蕪窮簷常儲銀餅、其為民福也大矣、」(『民国』『県志』卷一三 禮俗中 商情)。

- 41 周開慶 前掲書 二五三—四頁。
- 42 前掲『四川省之桐油』第三 萬県桐油市場、一 萬県桐油貿易概況」九三頁。張肖梅 前掲書 第二〇章 出口業、第一節 桐油業、(壹) 交易程序及各類油商業務概況 T一頁。両書によれば、この八種類の人々の相互關係は、次圖のようである。



- 43 張肖梅 前掲書 T二頁、前掲『四川省之桐油』一—三頁。

材料名称	需要数量	金額	供給地
柴草	6千万斤	360,000元	蓬溪 県
煤炭	8万担	120,000	合川 県
南竹	1万根	20,000	貴州、江安、瀘 県
筒竹	4万根	24,000	壁山、銅梁、大竹 県
全麻	5百担	15,000	温江、郫 県
桐油	1万6千行	80,000	通南、巴 県
石灰	2千2百担	4,000	遂寧、大和 県
木料	4千架	12,000	蓬溪 県
慈竹		1,600	
鍋口鉄器		65,000	綿竹、合川 県
白米	6千担	180,000	遂蓬、岳、 川 広

(資料) 張肖梅『四川經濟参考資料』

- 44 張肖梅 前掲書 T二頁、前掲『四川省之桐油』一二四頁。
- 45 張肖梅 前掲書 T二頁、前掲『四川省之桐油』一二五頁。
- 46 張肖梅 前掲書 T一頁、前掲『四川省之桐油』一一六・一二〇頁。
- 47 新村容子「清末四川省におけるアヘンの商品生産」(『東洋学報』六〇卷三・四号、一九七九年三月)一八九頁。
- 48 China Imperial Maritime Customs, Decennial Reports, 1882—91, Vol. 1, Chungking, pp. 102—103; p. 128.
- 49 民国『県志』卷一 地理。
- 50 民国『県志』卷一三 禮俗中 商情。
- 51 民国『県志』卷一三 禮俗中 工業。
- 52 民国『県志』卷三〇 士女 貢舉上 貢舉表。
- 53 「郭在鳳、字德輝、別號竹泉、其先湖北黃岡人、乾隆中來雲安場、業塩井致富、父言洪、伉直任俠為衆所宗、在鳳德器少成弘有智略、先是塩業由商認岸恒魚肉塩戸、往往激衆怒起衅、輒興大獄。言洪以塩案誣誤被逮、塩場距城三十里、日一往省視、仍歸理家事、展轉昧營脱免、幾破其産、在鳳彈精勤事條理秩然、比父歸、恒産轉倍於昔、」(民国『県志』卷二六 士女 耆舊二 郭在鳳)。
- 「不幸先君洪、因巨案株連、公純孝性生、上下營脱、幾乎産為之破、雲場距城三十里、日一往反、侍奉殷勤、不違假寐、如是者數年、時公之齒僅成童耳、而措置無不就理、迨乃翁歸、視恒産已新增數倍、始知公之才有大過人者、……」(咸豐『県志』卷一一 藝文 邑廩生陶壽朋「郭公竹泉傳」)。
- 54 民国『県志』卷二六 郭在鳳、咸豐『県志』卷一一 郭公竹泉傳。なお、咸豐『県志』卷九 人物 賢媛 郭余氏には、「郭余氏、言綸之妻、在喬・在庠・在道之母、賦性慈惠、不苟言笑、事親至孝、相夫無違、言綸貿易江湖二十餘載、家貧子幼、氏艱苦備嘗、撫子成立、教以義方、夫歸甫二載物故、氏哀禮俱盡、迄今門庭昌大、次子入成均、氏年逾古稀、賢聲盈里黨、」とあって、郭言綸が道光六年の大獄に連坐、二十餘年投獄されていたことには全くふれず、「言綸貿易江湖二十餘載」としている。民国『県志』卷四〇 列女上 郭言綸妻余氏の條も同様で、「言綸貿遷出峽、留滯江介二十餘年」と記している。
- 55 民国『県志』卷二六 郭在鳳、卷三八 士女 死難 郭致祥。
- 56 民国『県志』卷二六 郭在鳳 孫策勳。右の郭策勳傳には、「(郭策勳)六十八卒」とあり、同書卷三一 郭文珍傳には、「癸亥(一九二三年)冬、……中略……、明年策勳卒」とあるので、郭策勳は、一八五七年に生れ、一九二四年六八才卒となる。張惠昌「立憲派人和四川諮議局」(『辛亥革命回憶録』三、一九六二年)の四川諮議局議員表には、「郭策勳 五六 雲陽 雲南候補道」(一五〇頁)とあり、張朋園「立憲派與辛亥革命」(一九六九年)の「資政院議員名録」には、「四川 郭策勳 五〇 雲陽 留學日本」(三一六頁)とあり、いずれも年令が一致しないが、民国『県志』は、郭策勳の子文珍が「主任編纂」に当たっているので、民国『県志』の記述に

従った。

57 民国『県志』卷三一 郭文珍。郭文珍傳には、「卒年四十八」とあり、涂鳳書「鄧君煥適墓志銘」（民国『県志』卷四三）には、「戊辰（一九二八年）春、……中略……、去年聘初（郭文珍）復病逝焉、」とあるので、郭文珍は、一八八〇年に生れ、一九二七年に、四八才で死去したことになる。

58 『涂氏族譜』卷四 懋龍公支下世表 一四世 起涵、卷一九 河清公傳。

59 民国『県志』卷二二 郭母李夫人墓表。監生李鴻齡の祖先は、湖南邵陽県の人で、曾祖父李茂亮が康熙四四年（一七〇五年）に県北長鴻郷黄村に移住、その後、父（子華、鴻齡の高祖父）母を迎えた。民国『県志』卷二五 李茂亮には、「竝挈弟茂林・茂椿等、與俱益治産業、買荒地、招佃墾殖積數十年、自塩渠至路陽延袤數十里、沃壤相屬、遂為県北著族」と、起家の經過を傳えている。

祖父李自武は、嘉慶三年（1798）白蓮教起義に際して防禦に盡力、道光『夔州府志』卷二七 義士傳に載せられている。李自武には應榮ら七子があり、その中、六人は教職についたとされ、應榮は一八二三年の歳貢生で新寧・雙流・廣安・平武訓導を歴任、應馨は一八二八年の歳貢生、應發は一八一三年の拔貢生であり、應馨が鴻齡の父である（民国『県志』卷二五 李茂亮、子自武・曾孫鴻齡、卷三〇 貢舉表、卷三二 李應榮 弟應馨・應發、卷三四 生員表。咸豐『県志』卷八 義士 李自武、卷一一 李亦山先生傳）。

李鴻齡の子肇律は、一八八六年に童試及第、その後一八九七年拔貢・舉人、一九〇三年進士をへて、廣西恩思県知県になっている（民国『県志』卷三一 李肇律）。

60 民国『県志』卷四三、郭文珍「彭母郭孺人墓表」。

61 咸豐『県志』卷九 烈女 郭湛氏存衷之妻、卷一一 郭湛氏傳。民国『県志』卷四一 郭存衷妻湛氏。咸豐『県志』卷一一 郭王氏傳。『涂氏族譜』卷五 懋龍公支下世表 一六世 傳品・傳燧・傳旅・傳諦・傳濟、卷四 懋龍公支下世表 一四世 起涵・起瑞。咸豐『県志』卷一一 郭君在仁・在禮合傳。民国『県志』卷三五 郭在仁 弟在禮・在禮子存魁。

62 民国『県志』卷二六 彭宗義。「父自圭、乾隆中、由湖北大冶來居県南泥溪甲、傭作居積、漸治農商、購田穀至百余石、」

63 民国『県志』卷二三 族姓にも、彭氏は、「族居地 鳳鳴鎮、姓 彭、原籍 大冶、始遷祖 光圭、始遷時 乾隆、歴世 七、戸口二百」と記されている。

64 註23参照。

65 民国『県志』卷八 官師下 高以莊。卷二六 鄔世文 子遠澤、同卷 彭宗義にも同じ趣旨の記述がある。註103参照。

66 民国『県志』卷二六 彭宗義 子祖江。

67 民国『県志』卷四三、郭文珍「彭母郭孺人墓表」。

68 民国『県志』卷二六 彭宗義 子祖江 曾孫宜勤。

69 民国『県志』卷一七に、「自民国四年以後、梟客偏於南北、県人不遑寧處者垂六七年」とあるように、一九一五年頃から、とりわけ一九一八年以降、各地に「捉肥猪」「劫財神」「劫童子」「劫觀音」等々と稱して富民を人質にして、身代金を取り立てる動きが蔓延した。一八年十月には「龍角腦會匪袁某」が、「外來匪魁李某・杜某」と結び、「潰卒」や「里無頼」を率いて、五龍郷五間甲の丁・李二人を人質にして身代金五千円を奪い、十一月五日には鳳鳴鎮下の院莊甲を襲い彭宜讓を人質にしようとしたが、彭宜讓は消息を耳にしていち早く県城に逃亡したので、七十に近かった老齡の次兄彭宜勤や一族の彭次伯の一子、黄茂廷の二子、つづいて泥溪甲の薛少海の祖母ら五人を人質にしている。後に、彭宜勤は無事釋放されたが、薛少海の祖母らは三千円、彭次伯の一子は千余円の身代金を支拂っている。つづいて翌一九年正月一九日には「匪首邱虎臣」らによって龍頭光兄弟、翌二十日には「富民彭宜欽及彭宜寬（附圖IV 参照）三子」、二十一日には大池溝の高氏の老寡婦らが人質になり、身代金八千円を奪われる等々の事件が頻発している。一九年一月には、「一八・九日、匪在小江各村市、鳴鉦告衆曰、吾輩專為富民來、若等貧民無庸驚避、富家平日慳吝不仁、今宜速輸錢、它日償汝子金、若不寤并生命不保矣、世變賊情均可見也、」と記されているような事件も起り、雲陽県の農村社会が、辛亥革命後、急速に変貌をとげつつあった、ことを示している（民国『県志』卷一七 兵團中）。

清末、四川鐵路公司雲陽分公司的股東会会長をつとめた涂起涵の居宅（黄石甲老龍坪の新宅）も、一九一八年起涵の歿後、「賊」の巨款供出の要求を拒否して、放火され全焼（『涂氏族譜』卷一一 仁山公支祠記）、涂徳明・大舉・起宇三代の居宅（黄石甲唐坊）も、一九二六年起宇の歿後、「賊兵」の駐營する所となっている（同卷一二 魯之公支祠記）。

70 『涂氏族譜』卷四 懋龍公支下世表 一四世 起瑞、卷一三 章華「涂母彭孺人墓表」、卷一九 輯五公傳。

71 『涂氏族譜』卷四 懋龍公支下世表 一三世 大舉・大科、一四世 起梁・起宇・起瑞・起涵・起棟・起廷、一五世宗伯・宗斗・宗緒・完輝、一六世 傳速・傳均・傳鼎・傳燧・傳旅・傳令・傳淪・傳濟・傳鏗・傳柏・傳松。民国『県志』卷三二 彭子謙（先益）子宜瑞、卷一三 蕭湘「涂母彭孺人墓表」、卷四三 葉爾愷「尚行先生墓表」。『程氏家乘』卷一 葉爾愷「尚行先生墓志」。

72 郭文珍の「彭母郭孺人墓表」（民国『県志』卷四三）には、「彭自贈中憲大夫以捐輸例獎同知諱宗義府君以通敏仁厚財雄郷里、贈武徳騎尉銓選守備諱祖江府君繼之、以茂實至於封昭武都尉選用守備諱先揚府君、用方剛誠懋光於朝籍、孺人夫之父也、」と記されている。

73 『涂氏族譜』卷一九 功亮公傳。

74 『涂氏族譜』卷一九 懷安公傳。

75 『涂氏族譜』卷一九 從六公傳。

76 『塗氏族譜』卷一九 御六公傳。懋龍の妻田氏（1754—1801・7・4）について、御六公傳には、「配田孺人、……中略……、嘉慶辛酉六月遇賊殉難可謂烈矣」と記されている。卷四 懋龍公支下世表 一一世 懋龍の項には、田氏は「嘉慶六年辛酉七月四日亥時卒」と記されている。咸豊『県志』卷九 烈女 殉難烈女（嘉慶白蓮教起義関係三二五名）にも、また族孫涂起敦が刊行に盡力した民国『県志』卷四〇・四一 列女上・下にも、涂懋龍妻田氏殉難の記述はない。殉難の真偽はさだかでないが、夫の父涂開盛が「良田数十頃」の大地主で、夫懋龍も当時すでに「素封」と稱されるような地主であったとすれば、田氏殉難の場合、旌表の上、節孝祠に祀られ、県志にも特筆大書されたのではないか、と思われる。

77 『塗氏族譜』卷一三 鄭言「涂母李孺人墓表」、卷一九 慶元公傳。

「涂母李孺人墓表」には、「涂氏、自乾隆初入川占籍雲陽、四傳至椿亭（大科）先生、先生佐父慶元（德明）府君治家政、家益以富饒、蔚然為雲陽著姓、同治壬戌（1862）昆季異産」とあり、「慶元公傳」には、「（慶元）公昆季未異産、及諸子・諸從子成立、始各析居」とあり、徳政・徳明兄弟は、父懋龍の歿後も析産せず、徳政の歿後も、徳政の三子大封・大選・大揚は徳明の元で、徳明の三子大科・大舉・大美と同居同財、一八六二年になって、はじめて「六房析産」したのである。所で、卷一九 體元公（徳仁）傳には、「其後（徳仁）公置燕嵌・陳家湾田兩區、與族姪大選田界、交錯有煩言、公曰、吾不忍以是失親親誼也、轉售於宗祠、永作祭田」とあり、卷一一 公祠文契には、咸豊七年（1857）正月二六日付の文契、「三 涂徳仁出賣燕嵌黑洞溝田地文契」・「四 涂徳仁出賣陳家湾田地文契」二件があり、いずれも涂徳仁が「張姓之業」を買った所、「與族姪大選連界二比争論」となったので「父子公孫一同商議」の上、涂氏公祠に轉賣することにした、と田地賣却の理由を述べている。同治壬戌の「六房析産」以前に、徳政の次子大選は、大選名義の不動産を所有していたのであろうか。或いは、「涂母李孺人墓表」（大科妻李氏、1813—1890）の「同治壬戌昆季異産」の年次が誤記なのであろうか。

78 『塗氏族譜』卷一九 輔廷公傳。

79 民国『県志』卷二五 涂開盛 孫徳明、卷六 阨塞 津渡表、卷二〇 恵恤 恵人表。咸豊『県志』卷八 義士 涂徳明。恩成修。劉徳銓纂『夔州府志』三六卷、道光七年刊・光緒十九年補刊、卷二七、義士。

80 『塗氏族譜』卷一二 祠堂碑記、祠堂捐修名数碑記。

81 『塗氏族譜』卷一二 公祠業産字據文契六紙。

82 前注81参照。

83 『塗氏族譜』卷一九 仁山公傳。

84 『塗氏族譜』卷一九 魯之公傳。民国『県志』卷三二 涂鳳鳴。

85 『塗氏族譜』卷五 懋龍公支下世表 一六世 傳焜、卷一九 涂傳焜「曾孺人行述」

- 86 「萬人譚某落拓市廛間、公獨謂其能、授鉅貲使設肆於萬縣南門外、曰永順森、已而折閱殆盡、又與之、又折閱、又厚與之、遂漸贏、歲獲無算、且四十年、譚亦成巨富焉、當事急時、市間輒見公素所乘驟、每間日必負鞞銀、自家至肆、於是人皆信賴永順森財貨、懋遷得居奇操勝、實則鞞中所貯纍纍者皆石也、」(『涂氏族譜』卷一九 畫堂公傳)
- 「公藉舊設萬縣永順森商肆、為之消納、兩利而互用、歲贏無算、諸父析產、歲入租才二百余石、公增至一千余石、……」(『涂氏族譜』卷一九 魯之公傳)。
- 87 『涂氏族譜』卷一九 聖泉公傳。
- 88 『涂氏族譜』卷一九 昶和公傳。
- 89 『涂氏族譜』卷一九 子韓公傳。なお、同傳に、「公年十五、勳理家政、……御六公(懋龍)有雲安場塩鹵甚夥、年久寢失過半、公設竈自煮之、歲獲極厚、諸父異居、……」とあり、父大封らの「六房析産」との前後関係は必ずしもさだかではないが、起文は製塩業にも従事していたようである。
- 90 『涂氏族譜』卷四 懋龍公支下世表、一四世 起文。程德盛は、七世祖登甲、六世祖謙、五世祖之朝、高祖天龍、曾祖父地載、祖父有序、父大揚で、程徳全とは七世祖を共通にする遠縁の間柄である。なお、『程氏家乘』卷三 譜系の徳盛の條には、涂起文の女を娶ったことは、記されていない(『程氏家乘』卷三)。
- 91 『涂氏族譜』卷一九 敬之公傳、卷四 懋龍公支下世表 一五世 宗英、
- 92 『涂氏族譜』卷四 懋龍公支下世表 一五世 宗培、一六世 傳綸。民国『県志』卷四三 李稷勳「程母秦夫人墓碑銘」。『程氏家乘』卷一 李稷勳「皇贈一品夫人程母秦夫人墓碑銘」。
- 93 『涂氏族譜』卷四 懋龍公支下世表 一四世 起廷。『程氏家乘』卷一 葉爾愷「尚公先生墓志」。民国『県志』卷四三 葉爾愷「尚公先生墓表」。彭宜順の妻涂氏・彭氏の中、いずれが先配であり、繼配であるかは不明である。
- 94 『涂氏族譜』卷首 序五(程徳全序)、卷一三 程徳全「誥封中議大夫涂公魯之生壙墓銘」。民国『県志』卷三四 生員表。
- 95 『涂氏族譜』卷一九 海山公傳、卷四 一四世 起泗、一五世 宗濤・宗斗。民国『県志』卷二六 涂大揚、
- 96 『涂氏族譜』卷二二 海山公支祠記、仁山公支祠記、畫堂公支祠記、魯之公支祠記。
- 97 『涂氏族譜』卷一九 椿亭公傳、卷一三 高澍 椿亭公墓表。
- 98 『涂氏族譜』卷一九 錦堂公傳、民国『県志』卷二八 涂起棟、
- 99 『涂氏族譜』卷一九 輯五公傳。民国『県志』卷二八 涂起瑞。なお、川漢鐵路公司の「鐵路(雲陽)県局綜理」となったのは、県北長鴻郷塩渠甲の人鍾光耀である。彼は、一八五〇年童試及第、その後、一八六一年拔貢、一八六七年舉人をへて、浙江省武義知県となった人物である(民国『県志』卷三一 鍾光耀)。祖父の鍾正邦(1756-1846)は、三子大釗・大俊(諸生)・大傑、七孫光

灼（附生）・光耀、曾孫明德・明善、元孫天佑らと五世同堂、九六才で歿したという（咸豐『県志』卷一一 鍾安国先生傳。民国『県志』壽民表）。長鴻郷に鍾嶽によって、鍾氏祠が創られたのは、道光年間のことであり、鍾氏の隆昌も一九世紀に入ってからのことと思われる（民国『県志』卷二三 宗祠表）。鍾嶽は増生（1829）で鍾氏一族の一人と思われるが、諸生大俊と同一人物であるか否か不明である。

100 『涂氏族譜』卷一九 輯五公傳、卷二三 戴錫章 輯五先生墓表、卷一六 段祺瑞 輯五先生七十晋一壽序、喬樹枏輯五先生七十晋一壽序。民国『県志』卷二八 涂起瑞。

101 『涂氏族譜』卷一九 應泉公行述。

102 『涂氏族譜』卷一九 春山公傳。

103 『涂氏族譜』卷一九 畫堂公傳、卷一二 畫堂公支祠記、卷一六 涂鳳書「畫堂先生七秩晋一壽序」。民国『県志』卷二七 涂起梁。同治元年、藍大順起義軍が雲陽に進攻した際、本文一八五・六頁に述べたように県北出身の鄒遠澤・県南出身の彭宗義二人の郷紳が県令高以莊に招かれ、事実上、身柄を拘束されて県城防衛費調達に奔走したが、「畫堂公傳」にこの時、「県官檄士紳策防守、留不遣曰、有欲歸者、其先輸巨餉來、賊衆二萬餘踞雲安場、且夕薄城、（起梁）公獨以計脫歸」とあることからみて、県令高以莊に招かれたのは、鄒遠澤・彭宗義の二人だけではなかったようである。

104 『涂氏族譜』卷一九 畫堂公傳 子宗翰附、卷四 一五世 宗城 宗翰。

105 『涂氏族譜』卷一九 河清公傳。

106 『涂氏族譜』卷一三 誥封淑人涂母凌太淑人墓志銘。

107 譚永齡の祖先は、江西宜黄県の人で、乾隆末、高祖父捷山の時、県南盤石郷盤沱場に移住。譚永齡は、鳳鳴鎮に譚氏祠を倡修、光緒三四年には、穀六十石を醸出して盤沱場に老老會を創設している（民国『県志』卷二二 譚君海等墓誌銘、卷二三 宗祠表、卷二〇 惠恤）。

108 『涂氏族譜』卷一九 從六公傳。

109 『涂氏族譜』卷一四 宅居志。「從六公分居石板溪祖也、傳至其孫鬻於懋龍公之孫大選、嗣轉鬻與大美孫宗燮、其各房則以佃農爲業、散居各處、」

110 『涂氏族譜』卷一九 象六公傳。

111 『涂氏族譜』卷一九 曄元公傳。

112 『涂氏族譜』卷一九 登元公傳。

113 『涂氏族譜』卷一九 殿元公傳。

- 114 『涂氏族譜』卷一九 會元公傳。
- 115 『涂氏族譜』卷一九 黃維翰「海泉公傳」、卷一三 世父海泉府君墓志銘、卷一六 海泉世父六旬晋一壽序。
- 116 『涂氏族譜』卷一九 黃維翰「春軒公傳」、卷一三 顯考春軒府君墓表。卷一六 吳太夫人七十壽辰乞言啓。
- 117 『涂氏族譜』卷一九 黃維翰「子庸公傳」、卷一三 伯兄子庸先生墓志銘、卷一六 郭文珍「涂母吳太夫人七十壽序」、涂鳳翥「吳太夫人七十壽辰乞言啓」。
- 118 民国『県志』卷三四 生員表、卷三〇 貢舉表。『涂氏族譜』卷首 程德全「序五」、卷八 懋麟公支下世表 一四世起敦、卷一四 仕学志。
- 119 『涂氏族譜』卷一九 子庸公傳、畫堂公傳、魯之公傳、輯五公傳、卷一三 世父海泉府君墓志銘、誥封中議大夫涂公魯之生壙碑銘、伯兄子庸先生墓志銘、卷一六 海泉世父六旬晋一壽序、涂母吳太夫人六旬壽序、段祺瑞「輯五先生七十晋一壽序」、涂鳳書「吳太夫人七十壽辰乞言啓」、涂鳳書「魯之先生八旬晋一壽序」。
- 120 附表Ⅷ、「涂氏族譜」卷四・五・六・八參照。
- 121 『涂氏族譜』卷一三 顯考春軒府君墓表。大義の第三子起猷（一八八六一一九二四）は、黒龍江省訥河県城北都拉本浅壬山丙向に葬られているが、起敦の縁故によって黒龍江省で生計の道を得ていたのであろうか。なお、起猷とその二子宗韜・宗穆いずれも進学・出仕していない（『涂氏族譜』卷八 一四世 起猷）。
- 122 『涂氏族譜』卷一四 宅居志。
- 123 『涂氏族譜』卷一九 體元公傳。
- 124 『涂氏族譜』卷一九 體元公傳。
- 125 『涂氏族譜』卷一九 光裕公傳、徳仁は譚家湾に田をもとめ、居宅を構え、支祠を建てたが、これも歿後数年ならずして、廃されている（體元公傳）。
- 126 『涂氏族譜』卷一〇 懋政公支下世表、卷一四 仕学志。
- 127 『涂氏族譜』卷一四 宅居志。
- 128 『程氏家乘』卷三 譜系。
- 129 『程氏家乘』卷三 譜系、卷一 徵文引。民国『県志』卷三四 生員表。
- 130 『程氏家乘』卷三 譜系、家乘と宗祠の創修年月については、「續修雲陽程家壻支譜序」には、「嘉慶丙子、我曾祖載秀公、同如磨公諸人、殫精竭力、始建祠宇、修家乘、」（『程氏家乘』卷一）とあるが、度支部主事李維熙「誥授光祿大夫建威將軍程老大人七旬晋一壽序」には、「公大父載秀公、追迪前光、懃懃然以敬宗収族為己任、建祠宇、纂譜牒、歴三十余年、而後成」（同書卷一）とあり、程徳全

「徵文引」には、「先曾祖（載秀）愈以敬宗收族為己任、道光中歲、大禋、先曾祖以制錢四千文、謀立粟主、經營三十余年、始克將祠宇譜牒告成、」（同書卷二）とある。なお、嘉慶丙子（1816）には載秀（地俊）は一六歳である。また、地俊記・大川書「一七世祖載秀公宗祠落成記」（同書卷一）は、「咸豐六年丙辰一七世孫地俊謹記」となっており、一八五六年頃に宗祠は落成したものと思われる。

131 『程氏家乘』卷三 譜系。

132 『程氏家乘』卷一 尚行先生墓志。民国『県志』卷三四 生員表。

133 『程氏家乘』卷二。民国『県志』卷三三 程徳全、卷三四 生員表。外務省政務局『現代支那人名鑑』一九一六年、六三一頁。中国社会科学院近代史研究所『民国人物傳』卷四、朱宗震「程徳全」（一九八四年、八二―九頁）

134 『程氏家乘』卷一 程徳全「徵文引」、卷一 程禮「宗譜舊序」。

135 『程氏家乘』卷一 程徳全「徵文引」。

136 『程氏家乘』卷一には、二件の「節孝坊」設立が記されている。一つは、處士程公天倫之妻載重地宏之母陳孺人の節孝坊である。天倫（1771―1805）は、程徳全の高祖父天叙の弟であるが、この天倫の妻地宏（載重、1804―1852）の母陳孺人（1764―1852）の節孝坊の設立は道光一七年（1837）である。いま一つは、處士程公有恒之妻太学程君大川之母張孺人の節孝坊である。有恒（1795―1816）は、程徳全の曾祖父地俊（載秀）とともに族譜纂修にたずさわった地崑（如磨、1772―1823）の長子で、有恒の祖父天龍は、涂起文の女を娶った程徳盛の高祖父にあたる。有恒の妻・監生大川（1816―1871）の母張孺人（1798―1871）の節孝坊設立は咸豐九年（1859）のことであり、いずれも道光年間以降のことである。また、庠生之文、候選巡檢有要、附貢大観、江蘇都督徳全の他に、この程氏一族で科擧制度上の身分や職銜をえたこと、進学の事実が記されているのは、程徳全の六子を別とすれば、上述した有恒の子大川が監生、地宏の孫大昌（1864―）が候選通判、大昌の子徳驥（1894―）が京都大学在学、及び程徳全とは九世祖通吉を共通にする遠縁の徳庶（1885―）、なお、徳庶の祖父有禄1837―1912の讚には、「勤儉起家」と記されている）が中学卒業であり、いずれも一九世紀中葉以降のことに属する。

また、咸豐『県志』卷一〇「鳳鳴書院記」には、嘉慶年間（1796―1820）に建設が始まり道光丁未（1847）に県南鳳鳴鎮土門甲二磴場に落成した鳳鳴書院に、基金としてそれぞれ三百二十金を醸出した二五名の人物、經營を助けた二三名の人物の名が列記されており、前者二五名中に程鼎元、後者二三名中に程禮・程安行・程步瀛（安行弟、增生）、計四名程姓の人物の名があがっているが、程徳全一族の人物の名前は見当らない。なお、彭姓の名は、前者二五名中に、彭中立（職員、號卓山）・彭濟（職員、咸豐『県志』采輯）の二名があがっているが、県南泥溪甲（土門甲の近傍）の彭宗義・祖江ら彭氏一族の名も見当らない。

137 『程氏家乘』卷一 李稷勳「皇贈一品夫人程母秦夫人墓碑銘」。民国『県志』卷四三 李稷勳「程母秦夫人墓碑銘」。

138 民国『県志』卷二七 曠希賢。

139 前注138参照、なお、涂鳳書「曠琢章先生墓志銘」(民国『県志』卷四三)には、「曠世居湖南湘鄉、清乾隆初、有諱宗元者徙四川蓬州、歷兩世、再遷雲陽居黄石郷、祖諱希賢、慨慷好任俠為里正、里人德之、語具邑乘傳中、」

とあり、列傳の記述とは若干のくいちがいがみられるが、乾隆年間に四川に移住して来た点では共通している。

140 民国『県志』卷二九 壽民表 曠聖明。

141 民国『県志』卷二七 曠希賢 子鼎臣。

142 前注141参照、民国『県志』卷四三 涂鳳書「曠琢章先生墓志銘」。

143 民国『県志』卷二五 載華萬、卷二六 載輝盛。咸豐『県志』卷一一 載君華萬傳。民国『県志』卷四 山水中、卷六 阨塞 津渡 表永谷水 長灘河上渡、卷二〇 恵恤 古陵郷義冢、卷二一 祠廟 古陵郷禹王宮・楊泗廟。

咸豐『県志』卷一〇には、職員載華萬「頌郡守恩公修廟磯灘碑記(公諱成)」と署雲陽県江錫麒(菱石)「剗鑿廟磯灘碑記」が載っている。

咸豐二年(1852)に記された後者の碑記には、末尾にこの工事についての釀金者と釀金額が記され、官側の人物「夔州府正堂恩 捐

銀四百兩、奉節県正堂金 捐銀五十千文、雲陽県正堂江 捐銀一百千文、萬県正堂王 捐銀五十兩、開県正堂王 捐銀五十兩、候補分県

葛 捐銀十兩」につづいて、「紳糧 職員載華萬、捐銀一百千文(董事督工)、監生袁光仙 捐銀一百千文、監生載正龍 捐銀一百千文、

萬県帝王宮 捐銀二百千文」とされている。民国『県志』卷六 阨塞 津渡表には、「大江 廟磯灘 大江渡 (捐戸)載崇緒 同治年」

とあり、同治年間に創設された廟磯灘の義渡「大江渡」の捐戸として載崇緒の名が記されているが、載崇緒は、載華萬の兄弟及至近親者

かと思われる。「涂氏六大房」の涂起棟の第四子宗和の次子傳焯は、この載崇緒の女を娶っている。なお、載輝盛の列傳によれば、載華

萬の第四子は諸生文元であり、文元の子が輝盛である。涂起棟の長子宗軾の三女は載文蔚に、第三子宗光の長女は載文権に、それぞれ

嫁いでいる。

補注A 雲陽県選出の四川諮議局議員は、郭策勲と程瑩度の二名である。程瑩度(字百高、原名鳳儀)は、光緒二十四年(1898)童試及第、

日本に留学し明治大学専門部を卒業して、一九〇八年に帰国、法政学校教員・四川諮議局議員、民国期には、参議院議員・憲法起草委員

会委員・四川高等檢察廳檢察長等を歴任した同盟会員である(周開慶『民国四川人物續傳』、一九七六年、二九六―七頁)。彼の名は、『程

氏家乘』には含まれておらず、程徳全一族とは別の程氏と思われる。民国『県志』には、程瑩度の列傳も、また、彼と系譜のつながりの

あることを記した人物の列傳も見当らない。同様に雲陽県出身で、光緒二十四年童試に及第、一九〇二年に日本に留学、法政大学専門部を

卒業、同盟会員で国民社会党党長、衆議院議員等を歴任、国民党の長老として活躍した張知競(周開慶前掲書一四〇頁)も、「雲陽県志

經印職員一覽表」に、工會理事長張知競として名を列ねているが、彼の列傳も、彼と系譜のつながりのあることを記した祖先の列傳も民

国『県志』には載っていない。民国『県志』刊行の実質的な立役者でもあった涂起敦が纂修した『涂氏族譜』に文章を寄せている人物に

は、蒲殿俊・羅綸・胡駿・段祺瑞・銭能訓・張作霖・閻錫山ら同盟会・国民党とは党派を異にする人物が多い。民国『県志』の編纂にも、

当時の党派的な対立が反映して、清末の雲陽選出諮議局議員程瑩度の一族や国民党の長老張知競の一族についての記述が欠除しているであろうか。

補注B 民国『県志』卷二三 族姓に、裴氏は、「族居地 雲安鎮、姓 裴、原籍 武陵、始遷祖 正己、始遷時 乾隆、歴世 八、散處 孫家甲・塩渠甲」とあり、胡氏は「族居地 雲安鎮、姓 胡、原籍 長沙、始遷祖 正臨、始遷時 乾隆、歴世 九、戸口 五十、散處 孫家甲……と記されている。

附表VIII 「涂氏六大房」略歴

大字派	起字派	宗字派	傳字派	勳字派
<p>大封 (1802-1870) 監生 子六、女四 「須誥公(大封)爲人持重、錢穀浩穰、非其人不能計與、既貸矣亦不計時日權子息、人有介其置田舍者、輒遭阿斥、雖見羣輩歲收日增有穀數百石、或千余石、不爲動」</p>	<p>起文 (1826-1894) 監生、按察使照磨 子六、女二 長女(懋盛)嫁「御六公(懋龍)有雲安場塩鹵甚夥、年久浸失過半、公設竈自煮之、歲獲極厚」 「雲陽、渠城濱江而負山、累圯、光緒中復築、公董其事」 「嘗入貲受職按察使照磨、卒不就」</p>	<p>6 (起文房宗字派男子數、以下同様) 宗陰 (1858-) 廩生 「昆季析產、較與諸父異居時、贏一倍有奇、可謂難矣」 宗芳 (1862-1923) 「經營、雲安場塩英、蓋家有世業也」 宗藩 (1868-1914) 配生 配彭必亮女 宗英 (1869-) 廩生 北京進士館、高等警務學堂畢業、黑龍江補用縣丞、奉天興京警務長、黑龍江徵取局長、提法司交涉署財政廳科長、津海道尹公署秘書、以薦任職、分發國務院秘書廳任用派主事</p>	<p>20 傳親 (1909-、宗陰次子) 配王思孝女 傳夔 (1891-、宗藩長子) 吉林濱江、地方審判廳書記官長、吉林長春、地方審判廳書記官長 傳爵 (1893-、宗藩次子) 江蘇吳淞、中國公學政治經濟科畢業 雲陽縣教育局局長 傳壁 (1902-1922、宗英次子) 黑龍江工業學校畢業 傳龍 (1909-、宗英三子) 雲陽縣中學肄業 傳閔 (1881-、宗芳長子)</p>	<p>15 至勳 (1909-、傳閔長子) 雲陽縣中學肄業</p>
<p>起資 (1835-1882) 子二、女二</p>	<p>起廷 (1837-1876) 子三、女一 長女彭宜順に嫁</p>	<p>2 宗培 (1855-1908) 同知銜</p>	<p>5 傳綸 (1881-1920、宗培次子) 候選知縣 配程德全(江蘇都督)女 傳緯 (1883-、宗培三子) 武生</p>	<p>8 方字派2 積勳 (1899-、傳綸長子) 雲陽縣中學肄業</p>

<p>大選 (1809-1863) 監生 子四、女八 四女盧志修 (舉人 ・1827) に嫁 「六房折産、公居雙 鳳止、田園日増爲 各房冠」</p>	<p>起先 (1840-1894) 子五、女六 (長子早夭)</p> <p>起源 (1845-1908) 武生 子四、女一</p>	<p>4</p> <p>宗 4 宗禹 (1868-) 增生 (1871-)</p> <p>宗 3 宗凌 (1858-1908)</p>	<p>9</p> <p>11</p> <p>傳 5 傳先 (1884-)、宗凌嗣子)</p>	<p>5</p> <p>9</p> <p>3 仁勳 (1902-)、傳先長子) 北京中央大学肄業</p>
<p>大揚 (1817-1874) 監生 子一、女二</p>	<p>起泗 (1837-1865) 眞生 配黎光廷女 子二、女二</p>	<p>2</p> <p>宗 2 宗濤 (1859-1916) 同知銜 宗斗 (1863-1912) 監生 配彭先才女</p>	<p>11</p> <p>傳 11 傳柏 (1884-)、宗斗次子) 配彭宜忠女、宗斗四子) 傳松 (1880-)、宗斗四子) 配彭宜德女、宗斗五子) 傳枝 (1893-)、宗斗五子) 国史館繕校員、鎮威軍賑務處駐津分 處委員</p>	<p>12</p> <p>9 方字派 1 雲陽県中学肄業 緝勳 (1921-)、傳松長子)</p>
<p>大科 (1813-1880) 武生 子二、女七 「五女彭先蠡に嫁 公女莊田數十區、 散處各郷」 慶元府君 (德明) 佐父 治家政、家益以 富饒、蔚然為雲陽</p>	<p>起棟 (1839-1905) 武生 小江甲團總 子七、女四 長女彭宜瑞に嫁 三女彭宜鏞に嫁 三女 (同治初) 衆推公為小江甲團總、籌 防衛</p>	<p>7</p> <p>宗 7 宗軾 (1856-1892) 宗典 (1858-1911) 宗光 (1865-1918) 宗武 (1868-1914) 宗和 (1868-1914) 武生 宗讓 (1870-1929)</p>	<p>23</p> <p>傳 23 傳家 (1880-1924、宗軾長子) 黑龍江講武學堂畢業 黑龍江善後局科員、黑河文報局委員 暖暉區官漢河稅捐局局長 傳俊 (1882-)、宗軾次子) 夔府自治研究所畢業 湖北宜昌安撫使署監印官兼庶務科科 長 傳驊 (1879-)、宗典次子)</p>	<p>33</p> <p>竹 33 方字派 5 方勳 (1905-)、傳驊長子) 天津南开中學畢業 上海復旦大學商科學業 吉林省天圖鐵路公司稽核 課長、龍井村站、徐州車 站站長、津浦鐵路徐州車 站站長 安徽省軍公署參謀 青島海軍司令部秘書</p>

<p>大舉 (1816-1876) 監生 族長 三子二女 女三 彭先庚に嫁</p>	<p>著姓、同治壬戌 (1862) 昆季異産</p>	
<p>起梁 (1835-1906) 武生、候選、主事 配謝祖恩女 三子二女 女三 彭宜銘に嫁</p>	<p>起瑞 (1845-1926) 武生 配彭祖淮女 子二女九 長女王思鈞に嫁 五女彭宜恭に嫁 六女郭啓璠に嫁 川漢鐵路公司雲陽局局紳 「昆季析産得塩業、知為伯兄心所重也、推而讓之」 「輯五 (起瑞) 君與昆季析産後、增置田業」 「(川漢鐵路) 各県設鐵路局、雲陽局紳四人、公其一也」 「光緒丙午 (1906) 秋、子厚 (起敦) 以拳人入都謁選、窘不能治裝、(起瑞) 遽傾囊以壯其行、不足又釀它族人金錢為之助」</p>	
<p>2 宗城 (1860-1879) 宗翰 (1862-1927) 子州同銜 子六、女七</p>	<p>2 宗緒 (1768-) 五品銜 配彭先益女 三女彭達銓に嫁 2 宗緒 (1768-) 五品銜 配彭先益女 三女彭達銓に嫁 六女彭達言に嫁 宗綸 (1887-1926) 長女彭達棟に嫁</p>	<p>雙江鎮督練 「己亥 (1899) 弟兄分居、歲入租不過三十石、食指繁、懼不給曰、吾其從事商業乎、常於流萬沱、開煤鑛設商肆、並遷於黃石小江各市、十餘年間、漸饒美、連購石柱坪老屋、隣近田業、視舊時增産三倍有奇、乙巳 (1905) 先王父見背、有遺遺、悉為償之」 「甲辰 (1904)、鄉大旱、籌賑糶以安鄉里、其後家計漸裕」 「辛亥 (1911) 鼎革、鄉有巨蠹數人煽乱滋事、身率團練驅除之、一鄉安堵」 「庚申 (1920)、匪風大熾、衆推先父 (宗讓) 為雙江鎮督練」 宗範 (1875-) 武生 長女彭達浩に嫁 宗謙 (1880-1922) 五品銜</p>
<p>9 傳書 (1885-1919, 宗城次子) 傳易 (1887-1922, 宗城三子) 配王思孝女 傳運 (1885-) 宗翰長子)</p>	<p>10 傳令 (1899-) 宗緒長子) 傳滄 (1906-) 宗綸長子) 傳宜元女 10 傳令 (1899-) 宗緒長子) 傳滄 (1906-) 宗綸長子) 傳宜元女 傳濟 (1909-) 宗綸次子) 傳配彭宜恭女 宗綸三子) 雲陽県中学肄業</p>	<p>北洋警官學校畢業 黑龍江綏東県知事 傳焯 (1894-) 宗和次子) 配戴崇緒女 傳燮 (1891-1920, 宗讓長子) 配王思泰女 傳鴻 (1894-) 宗讓次子) 北京中央政法專門學校法律科畢業 北京法政學校研究科畢業 法學士 哈爾濱特區地方審判廳書記官、京師地方審判廳書記官</p>
<p>9 桂勳 (1910-) 傳書長子) 椿勳 (1917-) 傳易長子) 配彭達清女</p>	<p>3</p>	<p>方璞 (1928-) 竹勳長子) 膠東護軍使署秘書 黑龍江海倫県初級中學肄業</p>

<p>大美 (1830-1915) 監生 子一、女四 「公治家善綜駁、錢穀斂放、輒與歲時需要相應、年所贏無</p>	<p>而(涂氏昆季)欲倡率族務、應鄉公事、則惟先生(大華)是賴、族人拳為長」</p>
<p>起涵 (1856-1918) 同知銜 川漢鐵路公司雲陽分公司股東會會長 配郭存裕女 長女一、女一 彭宜恭に嫁</p>	<p>起字 (1841-1926) 附貢生 族長 繼配凌德永女 (解元舉人 (1891) 凌開運の姉) 子九、女九 長女譚永齡に嫁 三女譚文翔に嫁 八女譚文翔に嫁 居唐坊 商農兼營 諸父析產(六房析產・1862) 歲入租才二百余石、公增至一千余石、與伯兄異居、不數年又近千石、為之消納、公藉舊設萬順森商肆、為之消納、兩利而互用、歲贏無算 涂氏徙蜀百余年、至是(起字補鼎學)生員・1888)始以文學發名、家業日蔚起、自魯之公(起字)而極盛、嘗究鄉邑公款、累長族事、人咸無間言、喜培植後進、子厚(起敦)之顯揚公有力焉」</p>
<p>1 宗燮 (1873-1918) 監生 配郭崇盛女 子六、女六</p>	<p>9 宗朝 (1858-1914) 附生 湖北松滋縣典史 陝西略陽縣知縣 同邑程德全將軍開府黑龍江招之、謂來者必開復、然以官途險峻不肯往」 配郭先才女 宗燾 (1867-1906) 宗憲 (1869-1927) 宗岱 (1875-) 宗職 (1877-) 配郭崇梁女 長女彭達杞に嫁 次女彭達業に嫁 宗榮 (1888-) 宗洛 (1892-) 宗傑 (1893-1919) 候選縣丞</p>
<p>6 傳旅 (1906-) 配郭宜讓女 宗燮五子 傳諱 (1921-) 配郭啓佐女 宗燮六子</p>	<p>22 傳鼎 (1888-) 監生 配郭宜勤女 宗伯長子 傳品 (1892-) 配郭啓文女 宗燾長子 傳久 (1895-) 配郭啓文女 宗燾長子 傳附生 (1892-) 宗岱長子 傳奎 (1892-) 宗燾長子 傳焜 (1905-) 北京鹽務學校肄業 宗職長子 傳燧 (1907-) 北京師範大學附屬中學肄業 宗職次子 配郭宜讓女 北京師範大學附屬中學肄業 宗職三子 傳燧 (1909-) 配郭先清女 宗燾長子 雲陽縣中學畢業 傳均 (1907-) 配郭宜寬女 北平鐵路大學畢業</p>
	<p>12</p>

「算」
初歲收穀二一三
百石、晚年至千四
百石、又雲安場五
百石、三四千金、家
產遂為涂氏冠」

「川漢鐵路之爭歸自辦也、徵各県田租
為股金、衆推公長股東會」
「國變後、號稱軍者必無幸、公嘗被劫
富紳令輸餉、拒者必無幸、公嘗被劫
責以財、不應、其家、晚乃蒸蒸日上、
初以好幾傾其家、富甲鄉邑」
歲入租千五百石、

附表IX 程氏世系表

